

日清戦後における酒税の増徴について

池 上 和 夫

目 次

- 一 はじめに
- 二 戦後増税計画と酒税増徴
- 三 酒税増徴をめぐる対抗
- 四 酒税増徴をめぐる租税問題
- 五 おわりに

一 はじめに

周知のように、明治二九（一八九六）年予算と同時に提出された戦後財政計画によれば、軍備拡張を基軸としつつそれを支える殖産興業、教育振興及び植民地台湾の「経営」の四本を柱とする大規模かつ多面的な日清「戦後経営」の財源は、經常部関係は租税の増徴、臨時部関係は日清戦争賠償金と公債募集によるものと予定されていた。

この計画では、主財源は臨時部にかかわる一時的財源である賠償金と公債におかれていたけれども、いうまでもなく、それは經常的財源である増税収入といわばワン・セットになっていたものであり、増税が「戦後経営」を實現し

定着化させる上で決定的な意義をもっていた。当時、「國家ノ財政ト國民ノ經濟ト両ナカラ相須テ進ム」(松方正義)とか「軍備ノ整頓ト共ニ經濟ノ發達ヲ規畫シ財政ノ鞏固ヲ慮ムト同時ニ民産ノ増殖ヲ企図スル」(渡辺国武)等々の表現がみられたが、これらは國家財政の面からみれば経費支出面とそれを支える財源調達面との調和ある發展を図ることを意味しており、戦後計画が大規模なものであっただけに、それを支持する恒常的な財源の調達に増税の実現は「戦後経営」の行先を左右する重大問題であった。

ところで、従来、この増税問題の中心にすえられてきたのは地租増徴問題であった。確かに、地租増徴問題は、日清戦後の最大の争点であり、この時期の政府と政党との間の唯一の問題点といつても決して過言ではなかった。第二次松方内閣や第三次伊藤内閣の崩壊や議會解散の主要原因がこの問題にあったことも否めない事実であるし、この問題をめぐる政党の対応の中に日清戦後における政府・政党間の関係の変化をうかがうことができるのも事実である。

しかし、政治的統合過程の変化や政党の変質などの観点からこの「戦後経営」をみるのではなく、これを支えた財源面そのもの、就中、租税面からこの過程を追うとき、地租と共に、否、量的に金額的意味においては地租以上に重要な地位にあった酒税に注目せざるをえない。

第1表により租税収入の内訳を日清戦前から「戦後経営」期にかけてみると、この間に酒税の地位の高さが著しくなってきたことが明らかである。明治三二年には酒税が地租を抜き首位にたち、三五年には酒税一税だけで四二%となり直接税(三税)を上回るほどになっている。二〇年に導入されたばかりで金額的には未だ少ない所得税を除けば酒税のこの間の増加率は四倍であつて一番高く増分寄与率は六割近いものになっていた。これに対し地租は、一五年には五七%を占めていたが三五年には三一%となりその比率を大幅に下げている。この間の増加指数はわずか一・二倍程度で増分寄与率は一割にすぎない。これらにともなつて、いわゆる直間比率は三〇年を境に逆転し、直接税優位

収 入 内 訳

(単位：千円)

1898(M31)		1899(M32)		1900(M33)		1901(M34)		1902(M35)		指数 B/A	増分額 A-B	増分 寄与 率
金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額(B)	%			
46,270	47.4	55,205	43.8	59,138	44.2	59,984	43.0	60,743	40.2	1.56	21,686	25.8
38,441	39.4	44,861	35.6	46,718	34.9	46,666	33.4	46,505	30.8	1.23	8,580	10.2
2,351	2.4	4,837	3.8	6,368	4.8	6,837	4.9	7,461	4.9	6.59	6,329	7.5
5,478	5.6	5,507	4.4	6,052	4.5	6,481	4.7	6,777	4.5	—	6,777	8.1
51,360	52.6	70,830	56.2	74,788	55.8	79,591	57.0	90,342	59.8	3.21	62,231	74.2
32,960	33.8	48,918	38.8	50,294	37.5	58,017	41.5	63,738	42.2	4.03	47,925	57.1
2,120	2.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△2,162	△2.6
9,093	9.3	15,937	12.6	17,010	12.7	13,631	9.8	15,501	10.3	3.11	10,509	12.5
7,187	7.4	5,975	4.8	7,484	5.6	7,943	5.7	11,103	7.3	2.16	5,959	7.1
97,630	100	126,035	100	133,926	100	139,575	100	151,085	100	2.25	83,917	100

2. 酒税は1896(M29)年まで。それ以降は酒造税(1896(M29)年は、酒税351千円の他、酒造税19,125千円を含む)。

(資料) 『国税庁統計年報書第100回記念号』より作成

から間接税優位の租税構造となり、二五年にはほぼ三対二であった直接税・間接税比率は一〇年後の三五年には正反対の二対三に逆転したのであった。⁽¹⁾のちにみるように、その主原因は、戦後三回にわたって実施された酒税を中心とする消費税の増税によるものであることは明らかであり、この結果、三五年には酒税一税だけで一般会計歳入全体(二億九、七〇〇万円余)に占める割合が二一%となり(経常部歳入のみみれば約三割)、これのみで同年の国債費(四、二七九万円)は十分カバーできたし、軍事費(八、五七七万円)の約四分の三を賄うことができたのであった。

本稿は、以上のような酒税額の大きさと地位に着目し、戦後計画され実現された増税案を検討することによって、酒税の増徴を可能にした条件を、租税(財政)構造を規定する政治的要因を重視する見地から政府(大蔵省)の意図、議会の動向、政党の動き、酒造業界の対応などをからめつつさぐり、酒税の増徴をめぐる生じた議論を検討しながらその日本租税史上にもつ意味を明ら

第1表 租 税

	1892(M25)		1893(M26)		1894(M27)		1895(M28)		1896(M29)		1897(M30)	
	金額(A)	%	金額	%								
直接税	39,057	58.2	40,048	57.2	40,645	57.0	40,190	53.8	39,450	51.6	44,476	46.9
地租	37,925	56.5	38,809	55.4	39,291	55.1	38,693	51.8	37,640	49.3	37,965	40.0
所得税	1,132	1.7	1,239	1.8	1,354	1.9	1,497	2.0	1,810	2.3	2,095	2.2
營業税	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0	4,416	4.7
間接税等	28,111	41.8	29,957	42.8	30,642	43.0	34,508	46.2	36,938	48.4	50,437	53.1
酒税	15,813	23.5	16,637	23.8	16,130	22.6	17,749	23.8	19,476	25.5	31,105	32.8
煙草税	2,162	3.2	2,640	3.8	2,680	3.8	2,741	3.7	2,978	3.9	4,935	5.2
海關税	4,992	7.4	5,125	7.3	5,755	8.1	6,786	9.1	6,728	8.8	8,021	8.4
その他	5,144	7.7	5,555	7.9	6,077	8.5	7,232	9.7	7,756	10.2	6,376	6.7
計	67,168	100	70,005	100	71,287	100	74,698	100	76,388	100	94,913	100

(注) 1. その他には、酒精營業税、醬麴營業税、証券印紙税、醬油税、菓子税、売業營業税、沖縄酒類出港税、米商會所税、株式取引所税、取引所税、国立銀行税、売業税、船税、車税、鈷業税、度量衡税、北海道水産税、北海道地方税、銃獵免許税、狩獵免許税、牛馬売買免許税、兌換銀行券発行税、旧税追納を含む。

かにすることを課題としている。

(1) ここでの直間比率は、いわゆるD/I比率ではなく、租税(国税)全体に占める直接税と間接税の比率という意味で用いられている。尚、直接税、間接税の区分についてはのちに第四章においてふれるとおり当時の多分に便宜的な法律的な区分に基づいたものであった。

二 戦後増税計画と酒税増徴

まず、戦後三回実現をみた増税計画の内訳をみておこう(第2表)。この増税計画は、第一回、第二回の合計計画額(七、五六〇万円)だけで戦中の租税収入額(明治二八年、七、四七〇万円)を上回るほどの大規模なものであるが、いずれの増税計画においても酒税の増徴額が顕著であることが分かる。増税額が一番多額であった第二回目の増税においては五四%の高さに達していたし、第三回目においても麦酒税等を含めれば酒税関係の増税額だけでほぼ五割を占めているのが知れよう。因に、若干、性格の異なる金額であること(議定額と当初計画額)を無視して全三回増税総額に占める酒税増税額の割合をみると四三%となる。そ

第2表 日清戦後の増税計画(平年度)

	税 目 等	金 額(円) (%)
第1回	登 録 税	6,423,993(19.1)
	営 業 税	7,551,377(22.5)
	酒 税	9,284,544(27.7)
	葉煙草専売収入	10,316,379(30.7)
	計	33,576,293 (100)
第2回	地 所 租	8,475,958(20.2)
	得 税	1,494,516 (3.5)
	酒 税	22,556,409(53.7)
	噸 税	237,986 (0.5)
	登 録 税	1,846,759 (4.4)
	葉煙草専売収入	2,145,550 (5.1)
	兌換銀行券発行税	1,159,560 (2.8)
	醬油造石税	1,598,387 (3.8)
	煙草営業免許税	831,750 (2.0)
	郵便電信収入	1,673,344 (4.0)
	計	42,020,219 (100)
第3回	酒 税	9,895,594(46.1)
	酒精及酒精含有飲料税	58,054 (0.3)
	麦 酒 税	549,718 (2.5)
	沖繩県酒類出港税	37,071 (0.2)
	砂 糖 税	6,797,732(31.6)
	関 税	935,384 (4.4)
	葉煙草専売収入	3,204,287(14.9)
	計	21,477,840 (100)

(注)・第1回、第2回は増税成立額(議会決定額)
 第3回は当初計画額(当初政府提出案)
 ・増税額は平年度分につき各々、第1回=明治31年度、
 第2回=同33年度、第3回=同35年度以降の額
 (資料)『明治財政史』第1巻、41,71~72,117頁。『第15議会
 参考書』より作成。

他の税目では、消費税の一種と考えてよい葉煙草専売収入が目立つ程度であり、その同じ割合が一六%程度であることからみても酒税の数値が圧倒的なものであることは歴然としている。また、この時期の増税論議の中心にあった地租は、第二回目の計画においてのみ現われているが、その額はのちにみるように、当初の政府予定額より減額されたこともあって少なく三回の酒税増税額合計のわずか五分の一程度のものにすぎなかった。以上の事実からすれば、實際上、戦後計画を經常収入部面で支るべく期待された中心税源は、酒税であったとみることができよう。では何故そのようになったのかを酒類の中で査定石数、賦課税額ともに圧倒的比率を占める清酒を中心にして(第3表参

第3表 酒類賦課状況

酒造年度	査定石数		賦課額		製 造 場 数	
	清 酒	その他	清 酒	その他	清 酒	その他
明治25	千石 % 3,719(96.8)	千石 % 122(3.2)	千円 % 14,877(96.2)	千円 % 583(3.8)	千石 % 15,460(100)	千石 % 14,513(100)
26	3,600(96.8)	118(3.2)	3,718(100)	14,398(96.1)	582(3.9)	14,445(100)
27	3,970(96.9)	129(3.1)	4,099(100)	15,881(96.2)	627(3.8)	14,506(100)
28	4,636(97.0)	142(3.0)	4,778(100)	18,544(96.4)	694(3.6)	14,254(100)
29	4,148(95.4)	199(4.6)	4,347(100)	29,034(95.5)	1,375(4.5)	17,219(100)
30	4,398(96.1)	177(3.9)	4,575(100)	30,787(96.1)	1,236(3.9)	19,753(100)
31	4,197(94.8)	231(5.2)	4,428(100)	46,330(95.0)	2,459(5.0)	26,879(100)
32	3,989(94.7)	224(5.3)	4,213(100)	47,874(94.5)	2,802(5.5)	22,938(100)
33	4,615(94.6)	261(5.4)	4,876(100)	55,381(94.4)	3,281(5.6)	22,196(100)
34	4,041(94.9)	216(5.1)	4,257(100)	60,617(94.7)	3,379(5.3)	21,442(100)
35	3,309(94.5)	193(5.5)	3,502(100)	49,636(94.3)	3,008(5.7)	19,274(100)

(注) ・製造場数の明治34酒造年度以前は翌年4月1日現在の数
但し、35酒造年度の場数は明治36年9月末日現在の数。
・35酒造年度の無免許製造にかかわるものは次のごとし
清酒(295石, 4,429円), 合計(1,391石, 20,948円)。
・その他には、濁酒, 白酒, 味噌, 焼酎, 酒粕, 銘酒を含む。
・酒造年度は10月1日から翌年9月30日までの1年間。

(資料) ・『主税局第29回年報書』
・『主税局第30回統計年報書』より作成。

照) 各増税計画)とに検討する中から明らかとする必要があろう。

第一回増税

「戦後経営」が実行に移され、「我財政史上に新局面を開きたるもの」と評されている前年度比約二倍の明治二九年

予算において計画され実現をみた戦後第一回目の増税が、何故に第2表にみられるような内容のものになったのであろうか。「戦後経営」の基本方針が確定したのは二八年八月に大蔵大臣松方正義が伊藤博文首相に提出した「財政前途ノ経畫ニ付提議」⁽²⁾においてであるが、これによれば、二九年度歳入不足一、五五一万円を補填する増税種目には、地租、所得税、酒税、煙草税、海關税など九種目あげられていた。

しかし、このうち地租は、「課税最モ容易ナリト雖モ、農民ノ負担ヲ重クスルハ国家經濟上得策ニアラズ。況ンヤ我国農民ノ負担ハ既ニ偏重ニシテ、維新以來常ニ地租輕減ノ政策ヲ取り来タルヲヤ。断ジテ行フベカラズ。」という理由が付されており、海關税の増加は改正条約が実施された後でなければ実現できないし、所得税は、「漸次増加シ得ベキモ、俄カニ巨額ノ收入ヲ望ムベカラズ。」とみなされていた。そして、「独リ酒造税煙草税登記料ハ大ニ増加收入ノ望ヲ属シ得ベキモノ」と期待されていたのである。松方がこの「提議」の中で、とりわけ酒造税則の改正に力点をおいて説いていたのは、酒税が短期的多取性をもちしかも将来性のある税とみなしていたからに他ならないが、これに各地税率を異にして弊害の少なくない地方營業税の一部を国税に編入して、一ケ年、七五〇万円以上の増収をあげる事が予定されていた。この營業税の一部国税移管は、単に税収のみが目的のではなく、同時にそれを直接国税とすることによって、衆議院選挙人被選挙人が土地所有者のみに偏傾しているのを救済する一策であると理由づけられていたことは周知の事実である。

国家財政上の必要から酒税に巨額の増収収入を期待し得た根拠としては、「酒造税ハ贅澤品ニ課スル国税ニシテ、一石三円ノ増税ハ一時多少ノ造石数ニ影響スベキモ決シテ酒造業ノ衰微ヲ来スコト」がないということも一つの理由としてあげられていた。すなわち、酒は生活必需品ではないから増税しても細民に与える影響は少ないし、また、この程度の増税では酒造營業に与える影響は殆どないとみていたのである。後者に関連しては、營業者に対して保護

第4表 主要酒税関係法内訳

基因法令及び施行年月日	税	率	摘	要
酒造税法(明治29年3月28日法律28) 明治29年10月1日から施行	酒類造石税 第一種 清酒, 白酒, 味淋(1石) 第二種 濁酒 第三種 焼酎, 酒精 警備営業税	7 円 (ク) 6 円 (ク) 8 円 廃止		
自家用酒造法(明治29年3月28日法律29) 明治29年10月1日から施行	自家用酒製造税(濁酒, 白酒, 焼酎の製造に限る)	1. 直接国税を納めない者及び納額5円未満の者 1石限り 2円 2. 直接国税5円以上10円未満の者 1石迄3円 2石迄8円		1. 免許税を廃止して営業税法にらしめる 2. 清酒に限り免許制限を100石以上とした 3. 清酒は査定石数100分の2以内の割引減量を控除して課税する 沖縄県, 小笠原島及び伊豆七島には当分本法を施行しない。
混成酒税法(明治29年3月28日法律30) 明治29年10月1日から施行	混成酒造石税(汎く酒類の混合により製成する飲料を包含する)	1石6円		沖縄県, 小笠原島及び伊豆七島には当分本法を施行しない。
酒造税法中改正(明治31年12月28日法律23) 明治32年1月1日から施行	酒類造石税 第一種 清酒, 濁酒, 白酒, 味淋(1石)12円 第二種 焼酎, 酒精 (ク)13円 但し, 酒精分第一種にあっては20度第二種にあっては50度を超過するときは100分の1を増す毎に1円を加える。 自家用酒製造税	13円 廃止		清酒 100石以上 濁酒 50石以上 焼酎, 酒精 5石以上
自家用酒税法廃止の件(明治31年12月28日法律24) 明治32年1月1日から施行	自家用酒製造税	廃止		
混成酒税法中改正(明治31年12月28日法律25) 明治32年1月1日から施行	混成酒造石税	1石につき 13円 但し酒精分20度を超過するときは100分		小笠原島及び伊豆七島に本法を施行することとした。

<p>酒精営業税法廃止の件(明治31年12月28日法律26) 明治32年8月15日から施行 酒造税法中改正(明治34年3月30日法律7) 明治34年10月1日から施行 麦酒税法(明治34年3月30日法律12) 明治34年10月1日から施行</p>	<p>の1を増す毎に1円を加える。 酒精営業税法廃止 酒類造石税 第一種 酒精分20度以下の清酒、濁酒、白酒、味淋等 1石につき 15円 第二種 酒精分45度以下の焼酎 1石につき 16円 第三種 酒精分20度を越える清酒、濁酒、白酒、味淋等 1石につき酒精分1度毎に 75銭 酒精及び酒精含有飲料造石税 1石につき原容量100分中純酒精の容量 1箇毎に 75銭 混成酒造石税 廃止 麦酒税 麦酒 1石につき 7円</p>	<p>酒精造石税を除きこれを酒精及び酒精含有飲料税法に規定した。 酒造税法中酒精造石税の規定を除き又従来の混成酒税法を廃止してこの二者を本法に統一した。</p>
---	---	---

(資料) 大蔵省主税局『内国税の税率及び納期に関する沿革摘要』

を与え脱税を防止し、税源を培養する観点から自家用酒税法を制定して製造免許の制限を設け、混成酒税法を制定して外国より輸入した酒精を原料とし、これに水その他の物品を混和して飲料酒類を製造しこれを低価で販売して酒類に代用することを困難とさせる等の施策を講じようとしたのである(第4表参照)。

以上の施策はいずれも実施されることになったが、ここにみられる一方における増税、他方におけるいわば増税の反対給付としての営業者保護、税源涵養の関係はその後一貫してみられることになる。

第5表 日清戦後第2回増税計画

	第2次松方内閣 (松方正義)		第3次伊藤内閣 (井上馨)		第1次大隈内閣 (松田正久)	
	円	%	円	%	円	%
田 租	9,972,465	(39.9)	13,170,065	(37.3)		
畑 租	2,027,885	(8.1)	3,019,614	(8.5)		
市街宅地租	1,798,347	(7.2)	1,366,286	(3.9)	2,860,000	(9.0)
酒 税	11,221,420	(44.8)	12,411,384	(35.2)	18,075,000	(56.8)
所 得 税			1,649,804	(4.7)	1,485,000	(4.7)
売 薬 税					1,928,000	(6.1)
砂 糖 税					1,553,000	(4.9)
電 信 収 入			430,392	(1.2)		
鉄 道 益 金			3,242,328	(9.2)		
葉煙草専売収入					5,891,000	(18.5)
計	25,020,117	(100)	35,289,873	(100)	31,792,000	(100)

(注) ・内閣名の下の括弧内は大蔵大臣名
 ・金額はいずれも平年度増収計画額
 第2次松方(明治32年度)
 第3次伊藤(同, 33年度)
 第1次大隈(同, 32年度)

(資料) ・『明治財政史』, 第1巻56~57頁.
 ・『東京経済雑誌』, 第946, 963号.
 ・『東洋経済新報』, 第102, 103号.
 ・『日賀田文書』, 7冊-1 より作成.

第二回増税

次の第二次松方内閣が編成した明治三〇年度予算においては増税計画は立てられず、予算案もこの内閣が進歩党と提携したこともあってわずかの修正を経たのみで成立した。しかし、翌年の三一年予算においては早くも戦後第二回目の増税計画の議會提出が企てられていたのである。

その内容は第5表にみられるとおりである。この増税法案を含む三一年予算案は、松方内閣が与党、進歩党と対立してその支持基盤を消失し、内閣不信任案が議會に提出される前の第一帝國議會開院の翌日に衆議院を解散したことによって不成立となり、三一年予算は、結局、前年度予算を執行することになったのであるが、この増税計画において日清戦後初めて地租増徴案が提出されるはずになっていた。もっとも、三〇年六月八日に決定された「明治三一年度概算調整ニ付方針申合」⁽³⁾によれば、当初は「増税法案ハ提出セサルコト」とされていたので

あった。しかし、この「申合」にも台湾経費の補足や航海奨励法のためにやむをえない場合には調査の上、特に増税も行い得るとしてあり、また、実際その後の進展の中から以上の経費に加えて航海拡張費が必要となったことや、他方において登録税法中、戸籍登録の項を削除したこと、製艦費補足金を廃止したこと、営業税の収入が予想に達しなかったことなどを理由にこの為めの歳入不足を補填する上で増税が計画されたのである。

では何故、増税の対象に酒税が選ばれたのか。その理由として挙げられているのは以下のような事柄である。⁽⁴⁾ すなわち、営業税、所得税、登録税、証券印紙税などは、徴税上の困難などにより著しい増額を期待することはできず、醬油税、売薬印紙税などは「一ハ日常ノ必需品タリ一ハ需用ノ範圍大ニ限界セラルムカ故」に増税は難かしいとし、⁽⁵⁾ 総じてこれらの税目は、「或ハ其性質ニ於テ甚シキ増率ヲ為スヲ許サス或ハ之レカ増率ヲ為スモ多額ノ収入ヲ得ルニ足ラス」と判断していた。それゆえ、地租と酒税とによって歳入増加を図る計画を立てなければ急務に應じることはできないのであるが、このうち、地租は、近年米価の騰貴により土地の収益が著しく上がり、従って、その売買価格が騰貴しているの、「米価又ハ貸地料騰貴ノ割合以内」の増税を行ったとしても現行法定地価を定めた当時の負担と比較してさらに負担を加重することにはならないとされていた。但し、増課の方法としては、地租定率の変更と法定地価を時価に近接させる地価修正の二方法があるけれども、単に地租率を変更するだけでは地租偏重の傾向は益々是正できず、租税負担の衡平均一は行われ難くなるゆえ、煩雑になるかもしれぬが地租を増徴せんとする時は必ず地価修正をしなければならないと説く。戦後初めて提出された地租増徴案が地価修正とだけ合わされていた増税であったことは特に注意しなければならないことであり今後その内容の詳細を明らかにしていく必要がある。

一方、酒税の増徴については次のように捉えている。前年、明治二十九年に既に七割五分の増税（四円→七円）を実施したのに、いままたさらに四割内外（七円→一〇円）の増税を行うのはあるいは急激にすぎて予想する収入を得る

ことができないかもしれない、しかし、酒税はその負担が消費者に転嫁されるのであるから、消費者が消費を減少させないか、あるいは、幾分、消費を減少させても、従来、自ら醸造を行って消費してきた者が当業者より購買することになれば彼の造石高はあるいは幾分ふえることになるかもしれない、そうなれば税額が予期に反することはないと説明していた。そしてそのために、一方において自家用酒類の製造を禁止し、かつ混成酒類などの取締りを厳格化する必要があると説く。ここでは租税の転嫁が増税を正当化する論拠として説かれているところに特徴がある。実際、二九年八月と三〇年八月の一石当り全国平均酒価を比較し、そこに四円九三銭八厘の差があることからこの間物価騰貴があつたとしても優に負担（三円増の負担）は転嫁したとみなしていた。しかし、いうまでもなく、転嫁のあるなしは簡単に実証し得るものではなく、その過程は相当に複雑である。単に酒税の比較のみをもって行い得るものではない。ともかく、ここでは転嫁が可能であり、従って、納税者 \parallel 酒造業者が十分に負担に耐えることができ、しかも確実であつてかつ増収入の多いものとして地租と共に酒税の増徴が企てられていたのである。事実、二九年の第一回増税による予想増収額を上回っていたのは増税四税（正確には三税一収入）のうちただ酒税のみでありそれは総ての条件を満たし得る税目と考えられていたのである。しかし、この増税案は、地租増徴案を含むがゆえに与党・進歩党の反対にあい衆議院は解散され実現をみずに終わったのであつた。

明治三十一年三月一五日に実施された衆議院解散後の総選挙のあと、五月に開かれた第一二帝国議会（特別議会）においても第5表にみられる増税案が第三次伊藤内閣によって提出された。結論からいえば、これまた前議会での増税案と同様に議会の解散によって不成立に終わったものであつたが、その内容が地租と酒税の二本立（前回は両税のみ、今回は両税で増税額の八五％）になつていた点も前回と似ていた。増税額は前回より一、〇〇〇万円以上増えているけれども、増税理由は、ほぼ前回と同じで台湾諸経費（一、一二四万円）、航海奨励及び航海拡張費（四八七万円）、公債償還

(七〇〇万円)、監獄費国庫支弁(三五五万円)及び物価騰貴等にもなる経費の増加(六八六万円)などの補填のためであった。このように、概していえば前回の増税案を一回り大きくしたようなものであったとみてよい。但し、地租に關していえば地価修正は行わず、田畑は地価の百分の三・七(二・二%の増徴)、宅地も市街と郡村を区別するものとなっており(前者は地価の百分の五、後者は同百分の三)、増税総額においては前回より二七%増えていた。酒税は前回とほぼ同じで清酒等の第一種は、一石、一〇円に増徴するかわりに製造に制限を設けたり(清酒一〇〇石以下に加えて焼酎五石、濁酒二〇石以下には免許を与えない)、自家用酒の製造禁止、混成酒税法の改正、腐敗酒等の造石税の免除などを實現させて営業保護を行おうとした。

該案の提出時期については一時まよいがあったように見えるが、開院当日の勅語に、「財政ノ基礎ヲ鞏固ニスル為ニ國務大臣ニ命シ、租税増加ノ経畫ヲ定メシム」云々と増税がいわば公示されたこともあって議会に提出されたのである。⁽⁸⁾ 増税諸法案の中では先ず地租増徴案から審議されることになり、のち増税諸法案が一括されて特別委員会に付託されてからも、また、地租増徴案から審議に入ったが、地租は現行においても既に過重であり、かつ、地価に不公平があるとの論理で殆ど満場一致で否決されてしまった。⁽⁹⁾ 結局、その後の政府の努力にもかかわらず地租増徴案は否決され、同時に議会は解散されたので酒税や所得税の増徴案については委員会の審議すら行えずに終わってしまったのである。

第三次伊藤藩閥内閣が地租増徴問題で行き詰り倒壊した後、その政府の地租増徴案提出を直接的契機に接近した自由、進歩両党が合同して結成した憲政党が内閣を組織した。この憲政党内閣(第一次大隈内閣)の成立の事情についてはここで問題にする必要はないが、その成立の背景には、「政党内閣に一旦政権を渡して財政処理をやらせてみる⁽¹⁰⁾」という藩閥勢力側の思惑もあったことは否定できないであろう。

第6表 第1次大隈内閣閣議決定前の増税計画

<増加分>	金額(円)	(%)
市街宅地租	2,868,632	(5.8)
所得税	1,806,046	(3.7)
酒税	27,412,166	(55.8)
売薬印紙税	1,478,672	(3.0)
砂糖税	5,337,899	(10.9)
登録税	326,944	(0.7)
葉煙草専売収入	9,881,185	(20.1)
計 (A)	49,111,544	(100)
<減却分>		
証券印税	31,254	
北海道水産税	303,543	
北海道地方税	75,599	
輸出税	2,269,778	
計 (B)	2,680,174	
(A)-(B)	46,431,370	

(注) 金額は明治33年度以降の分

(資料) 『大隈文書』A-1944より作成

このわが国最初の政党内閣の財政処理に増税計画は第5表にみられるとおりである。一見して明らかの特徴は、市街宅地租の増徴はあるにしろ地租の根幹である田畑地租の増徴は含まれていないということである。従って、酒税の地位は前二案の計画に比べてさらに高くなり六割近くを占めるにいたっている(清酒は一石一三元)。政党は、自由、進歩両党に濃淡の差はあるにしろ基本的には「戦後経営」に賛成していたし、それゆえ、増税にも賛成せざるをえなかった。ただ、その増税が地租に対して行われることのみを反対していたのだから、増税の内容はこのようなものにならざるをえなかったといえよう。

ところで、絶対額でみるとさらに酒税増税額の高いのが明治三十一年七月一八日に大蔵大臣松田正久が大隈首相に提示した閣議提案案である⁽¹²⁾。これによれば(第6表)、地租は市街宅地のみでその金額も第5表と同額であるが、酒税増徴額は、これまでの計画に比べて極端に高く、これ一税だけで第二次松方内閣による増収計画額を上回るほどのものであった。これは酒税の大宗を占める清酒造石税が一石、一五円に引き上げられていることによるものである。この増税引き上げ額は、戦後第三回目の増税により三四年一〇月より実施されたものであるけれども、この段階で一挙に一石、七円より引き上げる計画であるから倍額以

上の増税になる。既にみた第二次松方内閣、第三次伊藤内閣における計画が一石、一〇円であったからそれらに比べても随分と大胆な案であったことが分かる。間接消費税に著しく傾斜しているその増税案は、第三回増税のいわば先取りともいえないことはないけれども、田畑地租の増徴を回避する以上、必然的にこのような性格のものにならざるをえなかったといえよう。

憲政党内閣による明治三二年度予算作成については、当時、大蔵次官であった添田寿一がその財政経済方針を立案していた。⁽¹³⁾これによれば、国家の財政を鞏固な基盤に立てようとするならば、増税の手段によって確定永久の歳入を得る方法を講じなければならぬとして、賠償金や公債のような一時的な補填策をしりぞけている。そしてその増税のあり方について次のごとく述べている。

「然レトモ租税ノモノタルヤ一般經濟ト密接ナル關係ヲ有ス故ニ若シ其方法ヲ撰ハス徴収ノ便ノミヲ図リテ漫リニ増税ヲ行ハム當ニ人民ニ過重ノ負担ヲ為サシムルニ止マラス国家ノ生産力ヲ妨害シ財政ノ為メ一般經濟ニ損害ヲ与フルノ恐アリ故ニ今日止ムコトヲ得スシテ増税ヲ為スニ方リテモ勉メテ生産者ノ負担ノ増加ヲ避クヘキ方針ヲ樹立セリ随テ不生産的消費ニ課税スルコトトシ酒税ヲ増課シ葉煙草ノ売下価格ヲ引上ケ新ニ砂糖税ヲ起スト同時ニ此等消費品其他之ニ障害ヲ与フヘキ輸入品ニ対シテハ均衡的課税ヲ為サント欲ス」

つまり、徴収上の便宜のみの見地から増税を行うのは有害であると一応は指摘したうえで不生産的消費に課税すべきであるとしている。そして、他の個所でそれら「各種ノ消費税ナルモノハ一國經濟上ノ進歩ト共ニ増加シ頗ル伸張力ニ富ム」と指摘しているところからみて伸張力に富む不生産的消費に増課税を行うべしと主張していることがわかる。そのいわば代表が酒の消費に対する課税ということになる。

一方、地租を増税しないことの理由は次のようなものである。

「地租ノ増加ニハ地価修正ナル難問題ノ固著セルノミナラス地租ヲ増加セハ直接ニ生産者ニ向ヒテ課税スルコトナルヘク此ノ如キハ既ニ陳述セル殖産ニ課税セスト云フ財政上ノ方針ニ反スルヲ奈何セン且ツ平常事ナキ日ニ財源ニ於テ多少ノ餘裕ヲ存スルコトヲ要ス多少ノ餘裕ヲ存セサルトキハ国家財政上ノ信用ヲ薄弱ナラシムルニ止マラス一旦事アル日ニ際シテハ必ス差支ヲ生スヘケレハナリ」

第一に、地租を増徴するには地価を修正しなければならない。しかし、それは難問とみている。換言すれば、地価修正せずして地租増徴は不可能であると大蔵省官僚も認識していたわけである。第二は、生産者の負担となるような地租の増徴は行うべきではないとするもので、直接税は総て不適當という論理になるのだろうか。第三は、地租は国家緊急の用に供する為めに平常事なき際には保存しておくべき好財源ということを意味している。しかし、いずれの理由も、「地租ニ依頼セサルトモ尚ホ歳出入ノ權衡ヲ保チ得ラルム以上……此際地租ヲ徴収セサレハ財政ノ基礎安固ヲ欠クトハ謂フヘカラス」という考えが前提にあって付けられたものであろう。問題は、その前提が実際可能かどうかということになるが、この添田の考えは、やはり、地租非増租をとなえる憲政党の方針が前提にあり、それを理論づけるものとして立案されたと捉える方が自然なのではないだろうか。いずれにしろ地租非増租のつけは酒税にまわされたとみるべきで、この結果、憲政党の増租案が異常に酒税増徴に依存せざるをえないものとなっていたのである。以前の二案と異なり地租（田畑）の増徴を含まなかったこの憲政党内閣案も、党内抗争、内訌により憲政党そのものが分裂した為めに第一次大隈内閣は、一度も議會を開くことなくわずか四ヶ月で瓦解してしまつたので議會審議を経ることなく葬り去られてしまつた。結局、憲政党内閣のものにおいては財政処理に増税はできずじまいであつた。

以上のように、戦後第二回目の増税計画は、三回挫折したのち明治三十一年一月成立した第二次山県内閣の手で漸く成立をみた。周知のように、山県内閣の増税計画は、当初、第2表にみられる増税計画と異なり地租の比重の高い

ものであった。山県内閣の成立と第一三帝国議会の召集がほぼ同時であったため、同内閣は、提出すべき三二年度予算の歳出予算の方は前内閣編成のものをそのまま提出したが、歳入予算については前内閣のそれが主として間接消費税に依存していたのとは異なり地租増徴も図り、しかも地価修正を同時に行い、地租率を従来の百分の二・五から百分の四に改め、六割増課して三二年度、一、四五八万円、三三年以降、一、七六四万円の増収を計画していたのである。⁽¹⁴⁾これに対し、憲政本党(旧進歩党系)を中心に地租増徴反対同盟が結成されて猛烈な反対運動が展開され、そうした中で政府は、反対論を主張する者も多かった政府与党の憲政党(旧自由党系)を抱きこみ地租増徴案を成立させるために田畑地価の増徴率を下げ(百分の四から百分の三・三)、さらに増徴期を三二年より五年間と期限を定めることなどの妥協案を示したのである。その結果、当初原案では三二年度は酒税とほぼ同じ増税額(増税額全体の四二%)、三三年度は増税額の三八%を占めたものであったものが、確定案では初年度、平年度とも原案に比べ増税額は半額以下になってしまい第2表にみられるような比率に低下したのである。

政党嫌いの山県が、憲政党と妥協してまで地租増徴案の成立を図ったのは、「戦後経営」の遂行、特に軍備拡張実現のための増税計画が第一、一二帝国議会で共に成立を阻まれてしまい、計画実行のためには是が非でもその成立を図らなければならなかったためである。当内閣が新たにまた地租にこのための財源を求めた理由は、前内閣が作成した間接税に傾斜した増税案では酒税は第一種一石、一三円、第二種、同、一四円となり、「稍々重キニ過クルヲ認メ一円ツム低減シタル」ために歳入増加額を減じ、また、砂糖税、葉煙草専売収入においても前内閣作成の増税額を達成することは困難であり、その補填策としては、「地租ノ外確實ニシテ且ツ多額ノ収入ヲ得ベキモノアラサルヲ以テナリ」ということ⁽¹⁵⁾にあった。

かくして、「此地租ト酒トハ全ク此増税ト云フモノガ目的ヲ得ルト云フコトガ目的ニナツテ居リマスカラ是

ハ双方トモニ減ズル訳ニハドウシテモ参ラス」(田尻稻次郎)⁽¹⁶⁾ ということになった。これは、ひたすら増徴のみを図るなりふりかまわぬ増徴策ということができよう。特に焦点にあった地租増徴については、「地租案ノヤウナ大体ノモノガ動イテ来マスルト、酒ノ処デ老円トカ式円トカ動カシタ所ガ何ニモナラス」(同前)⁽¹⁷⁾ という方の入れようであった。妥協成立前、党内に地租増徴反対派多数をかかえていた憲政党が地租増徴を含まぬ酒税増徴中心の増徴計画を提示した時、それが拒否されたのも以上のような考えからすれば当然のことであった。

ところで、一方の酒税の方は、清酒等に一石、一二円と従来に比し五円の増課を行う一方で、納期、免税、納税保証等の規定に関してはなるべく営業人の便利を図り、かつ、自家用酒製造を廃止し、混成酒の税率を増加し、その他輸入酒精及び酒類の関税を高めるなど酒類製造を保護して税源の涵養を図ろうとしていた。これらの諸施策は以前からの継続面といえるが、そこには、一石、一三元では「稍々重キニ過クル」のであるから一二円が限度という計算が働いていたにちがいないし、のちにみるように、第一回増税時とは異なり、酒造業者の反対運動も活発に展開されている際に、原案通り増税案の成立を図るためには営業者に増税の見返りを与える必要があると判断していたこともあろう。ともかく、第二回増税は、政府の憲政党との提携、妥協、反対派議員の買収、懐柔等の策動を通して第一三帝国議会において漸く成立をみたのであった。かくして、「戦後経営」は一段落をつけたのであるが、この日清戦後にはあと一回、増税が実施されている。第一五帝国議会での第四次伊藤政友会内閣の提出にかかわる増税計画実施がそれである。

第三回増税

第二回増税が実施された翌、明治三三三年度予算においては、「財源増加ノ目的ニ出ツル増税経畫ハ一切為サムルコ

(19) ト」との閣議案がそのまま履行され増税計画は立てられなかった。しかし、二年後の三四年度総予算案と共に早くも増税諸法案が提出されたのであった。増税目的は、第一に、三二年三月に蜂起した義和団鎮圧のための経費支弁、第二に、三基金（軍艦水雷艇補充基金、災害準備基金、教育基金）の補充、第三に、必要あるときは、従来、公債支弁に属していた計画を変更して租税収入をもって支弁するためと説明されていた。既に明らかにしたように、この増税法案には、戦争経費の支弁を名目として実は公債支弁事業を普通財源（租税）支弁事業に変更しようとする意図が隠されており、それがとりもなおさず戦後公債政策の行き詰りを意味していたのであった。そのような意味をもった増税法案は、酒税関係と砂糖税、関税等の間接消費税中心の税目から構成されていた（第2表）。当初は地租の増徴も考えられていたが（田畑地租百分の五）、それには当然、議会の抵抗が予想されたし、それになによりも戦況が落ち着いてきて大規模な増税も必要なくなったこともあり姿を消し間接消費税中心の増税となったのである。議会での審議では、増税案の内容より増税の目的、意図に議論が集中した嫌いがあり必ずしも増税案そのものの検討が行われたとはいえないけれども、議会用増税想定問答集には用意周到な答弁が作成されていた。(21)

これによれば、酒税類、砂糖、煙草収入などが増税種目として選択されたのは、これらが、「広く一般ニ涉リテ消費セラルムモノナルカ故ニ之ヲ以テ課税ノ目的ト為ストキハ増税ノ負担ヲ以テ普ネク一般ニ及ハシムルコトヲ得ヘシ特ニ右ニ挙ケタル税目ニ依テ歳入ノ増加ヲ講ルトキハ労費ヲ要スルコト最モ少クシテ能ク巨額ノ収入ヲ得ルノ利益アル」ゆえであり、酒税に関しては、それが、「間接税ナルヲ以テ増税ノ結果ハ消費者之ヲ負担スルコトムナルヘク当業者ハ為メニ大ナル苦痛ヲ感スルコトナカルヘシ而シテ一石ニ付三円即チ一升ニ付三銭ノ増価ハ消費者ヲシテ其ノ消費ノ減セシムル程ノ価格騰貴ニアラサルカ故ニ増税ノ為メ全般ノ消費高ヲ減少スルカ如キコトハナカルヘシ」との理由に基づいていた。

特定の消費行為にのみ増税を行うのではないという理由は、間接消費税中心の増税を正当化するために付け加えた理由であって、これを除けば税種選択の理由に別に目新しい点はない。徴税費が少なく、かつ、巨額の増税収入を得ることができるという理由は、増税の都度いわれてきたし、また、特に酒税については、間接税ゆへの消費者への負担転嫁と転嫁されても消費が減少することはないということが重ねて強調されてきた。ただ、負担転嫁によって酒造業者に影響なしとする論理については、明治二九年以来、短期間のうちに既に二回の増税が実施された後の増税であるためにその当否をめぐる問題に質疑が集中すると予想し、それに備えて酒価、米価、造石高などの細かい数字をならべて増税の正当化に努めている。増税額が総て酒価に上乗せされて消費者に転嫁されず、その四分の三しか転嫁されなかったとしても酒造家の利益は十分保証されるという計算も準備されていたのである。もっとも、その計算の基礎となつてゐる酒造家の営業状態がどこまで実態を反映したものであるかどうかは確かめようがないので、その正否を問うことはできないが、ともかく、租税転嫁を増税可能の最大の根拠としていたことは理解できよう。

この増税法案は、衆議院は政友会、憲政本党の賛成により若干の修正のち比較的簡単に通過したけれども貴族院では頑強な抵抗にあい詔勅が発せられてかろうじて成立をみた。この増税の結果、先きにふれたように酒税を中心とした間接税優位の体制が揺ぎのないものになつたのである。

(1) 『明治財政史綱』二三〇頁。

(2) 伊藤博文篇『秘書類纂財政資料』(中)五五〜六九頁。

(3) 『松方文書』28冊19。

(4) 『松方文書』32冊123。この大蔵省文書は、大蔵省の便箋に書かれたものであるが日付もなく訂正した個所などもあり文書の性格にはつきりしないところがある。しかし、内容からみて大蔵大臣の増税案審議用の参考資料の一部であつたことは疑いない。尚、『文書目録』では明治三二年の文書となつてゐるけれどもこれは内容から推して明らかに明治三〇年作成のものである。

憲政党歳入補填策

(単位:千円)

歳入補填項目	金額 (%)
酒 税	16,535(40.5)
所得 税	1,240 (3.0)
登録 税	1,603 (3.9)
葉煙草専売収入	6,970(17.1)
日本銀行 税	1,400 (3.5)
公債 募集	4,495(11.0)
賠償 金繰入	8,564(21.0)
合 計	40,807 (100)

『東洋経済新報』第110号より作成。

- (5) もっとも、明治三〇年二月、主税局長、目賀田種太郎が大蔵大臣(松方正義)宛に提出した「意見」(松方文書32冊122)においては、以上の諸税のうち營業税登録税をのぞく四税については、「概テ旧時ノ制法ニ屬シ時態ニ適セス宜シク法条ヲ改ムルノ要アルノミナラス尚ホ税額増課ノ余裕アリ」として現行税法中の改正すべき要点をあげており増税に含みが残されていた。尚、地租については田畑地租にはふれず市街宅地地租のみの増課が提案されていたことは注意されるべきであろう。
- (6) (増税案参考)「明治三十二年度ニ於テ増税ヲ必要トスル理由書」(『目賀田文書』7冊11)。
- (7) 事実、「第一二議会参考書」には増税案を提出した際の想定問答と共に、増税案提出の有無を問われた際、「増税案ハ此度提出セス……時機ノ熟スルヲ俟テ協賛ヲ求メントス」との答弁も同時に用意されていた。
- (8) 『世外井上公伝』第四卷、五九九頁。
- (9) 増税否決の論拠には、実際は地租増徴案そのものに反対なのであるが、それを直接表面に出さず、増税案の議会上程の時期に疑義ありとする見地からそれに反対するというものも多くを占めていた。たとえば、「国家の財政は量出制入を以て原則と為すべき者なるに、政府が歳出未だ決定せざるに先ち、増税に依りて後年度の財源を得んと期するが如きは現然此原則に背反する者と謂はざるを得ず」という意見がそれである。桜川駿「増税否決論」(『自由党報』一五八号(明治三十一年六月一〇日))。
- (10) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』一九七一年、一六九頁。
- (11) 同右、二〇七頁。
- (12) 「市街宅地税其他増税種目決定ニ関スル閣議案」(『大隈文書』A-1944)。
- (13) 「明治三十二年度予算ニ於ケル財政経済方針」(『大隈文書』A-1434、『阪谷芳郎文書』No 505)。尚、阪谷文書の方の表紙には、「添田氏立案憲政党内閣辞職後新聞ニ出タ分」というメモがみられる。
- (14) 「明治三十二年度財政綱要」(『松尾文書』1冊12)。
- (15) 『目賀田文書』2冊144。砂糖税の新設が見送られた理由は、外国砂糖と内地砂糖との製造及び運賃の差異が著しかったこと、内地砂糖業者に与える影響が大きかったこと、輸入を増加させる傾向があり確実な収入源とはいえないことにあった。また、葉煙草専売収入の減少は、清国など外国からの輸入葉煙草を専売にすることは直ちにはできないから、と説明していた。
- (16)、(17) 『第一三帝國議會衆議院酒造税法中改正法律案外五件審査特別委員会速記録』。
- (18) 憲政党の歳入補填策は、地租増額を行わないかわりとして公債募集と賠償金繰り入れによる収入を得るという計画であった(表参照)。この案では酒税(清酒一石、一三元)の地位(公債金・賠

償金を含めず租税増徴額の中でのみの地位)はさらに高くなり(約六〇%)、酒税への依存度が極めて著るしいものになる。しかし、そもそも日清戦後第一次恐慌後の三一年下半年期からの不況の中で公債募集が可能であったかどうかについては大いに疑問があり、また、賠償金を利用できたかどうかはなほだ疑問である。該案の実現可能性は客観的にみてかなり薄弱なものであったといわざるをえない。

(19) 『松尾文書』2冊19。

(20) 拙稿「北清事変と日清戦後第三次増税」(『商經論叢』第一四卷二号、一九七八年一月)。

(21) 『第一五議會参考書』。

三 酒税増徴をめぐる対抗

「戦後経営」において公債と賠償金を主財源とする各種事業の拡張は、これにともなう経常費の増加を要請することになり租税の増徴を必然化させた。第九帝國議會で成立した増税は、その要求を満たし得たかにみえたが、「戦後経営」計画の齟齬によりその後すぐ再び増税を必要とするにいたった。

この戦後の増税計画は、既にみたように、第二回増税法の成立までのわずか三年間に、五内閣(第二次伊藤、第二次松方、第三次伊藤、第一次大隈、第二次山県)、四人の大蔵大臣(渡辺国武、松方正義、井上馨、松田正久、松方正義)によって五種類、第三回増税まで含めれば五年間に六内閣、四大蔵大臣によって六種もの計画が立てられたことになる。そして、第二次山県内閣時の憲政党の増税計画案を含めてこれらの計画には総て酒税の増徴が含まれていることに特徴があった。しかも、失敗に終わった三増税計画(議會未提出分も含む)も酒税増徴にその不成立の原因があるのでなく、それらが主に地租増徴を含むがゆえに問題が生じたのであって、地租増徴が原因で増税が阻止されたことがあっても、酒税問題で増税案が成立しなかったことはなかったことも既にふれたとおりである。では何故にそのようなことになったのか。ここでは酒税増徴がどのようにうけとめられていたかを検討し、当該問題に関する世論の動向、酒

造業界の対応や政府の動きなどをみるなかからその条件をさぐることにしたい。

世論の動向

当時の代表的経済雑誌のひとつである『東洋経済新報』の論調は、酒税増徴に肯定的なものであった。第九帝国議会開会中の一連の社説では、⁽¹⁾「資本収益を奪はずして歳入増加の目的を達し得るもの、独り消費税あるのみ、其のなるものは酒造税にして煙草税之れに重ぐ」、「唯だ資本を奪はず収益を奪はず、即ち納税者をして苦痛を感せしむるなく、事業をして其発達を害せさらしむるもの、独り消費税あるのみ、是れ吾輩が国庫の新収入をば主として酒税の改正に求めたる所以」と主張していた。しかも、欧米に比べるとまだわが国の酒税の税率は低く、余裕があるのだから、「政府は今後の財政計画に於て必ず其の新歳入の大半を酒税の改正に求むべし」とし、たとえ一石、一〇円にしてもこれが原因して酒造業の退潮をきたし造石高が減少するようなことはいないと論断する。この論調はのちにいたっても基本的には変化していなかった。第一二特別議会において伊藤内閣が一石、一〇円の増徴案を提出していた際にも天野為之は、「吾輩は酒税増加を主張する者なり而して酒税増加の程度に至りては一石に付一二円となすも一五円となすも差支えなしと思惟するの論者なり故に吾輩を以て之を見るに経常歳入の不足の全軀或は大部分は酒税の増加を以て支弁し得可きを信す」と酒税を中心とする消費税の増収による歳入補填策を主張していた。⁽²⁾

もっとも、他方で酒類の密造と脱税とを防ぎ税収を十分に確保するために、自家用酒の製造を禁止し輸入酒精及び混成酒製造の取締りを厳重にする必要がある、これをせず、「従単に其税率を増加せんか政府は之が為め其収入を減少すべく酒造営業人は逆に破産を免れず」と忠告はしていた。⁽³⁾しかし、この策を講じさえすれば歳入不足は酒税増徴のみで補填できるとし、例えば、明治三十二年二月の論説においては自家用酒製造禁止により造石高は二〇〇万石増

加し合計六五〇万石となるので、一石、一〇〜一二円で一割減石を見込んだとしても二、〇〇〇〜三、〇〇〇万円の増収がえられるであろうというごとく、營業人保護の効果を極めて過大に評価していたのである。⁽⁴⁾

一方、地租増徴については、周知のごとく、同誌は一貫してこれに反対していた。その論拠を要約すれば、地価の評価及び他税との均衡上不公平であり、しかも納税者に直接苦痛を感じさせるうえそもそも中央経費はなるべく消費税をもって支弁すべきであって、地租は中央を減じて地方団体の財源にすべきであるということに⁽⁵⁾あった。地租は、所得税——その營業所得が脱税の極点にあり、調査方法を改善しないかぎり税率を上げても国庫収入上資するところは少なく不公平を増すのみであるとする——と共に非常時の際の増税種目であり、安易に増税すべきではないと捉えていた。

第一回増税後の明治三〇年六月に創刊された『実業之日本』も『東洋経済新報』とほぼ同じ論調であった。同誌によれば、歳入補填財源として好ましい租税は、「其の収入多く徴税の困難割合少なく、且つ国民経済全躰に向て公平々に課税し得べく、而も産業社会の発達を阻害する少なき」ものであり、具体的には海関税、酒税、煙草税その他奢侈的性格をもつ一般に普及している少数の物品税であって、その反対の収入少なく納税者の苦痛も多く産業の発達を阻害するような噸税、家屋税、醬油税などは好ましくない税目とみていた。⁽⁶⁾

酒税については、酒が日用の必需品ではなく嗜好品であるうえ、負担は消費者に帰せられしかもその負担の苦痛は極めて少なく消費高が年々増加している弾力性にとむ好財源であるから、一石、一二円も決して重税とはいえず来たる一三帝国議会においては断じてこれを決行すべしと主張し、その為め的前提として混成酒の密造防止や自家用酒の禁止など業界保護策を説いていた。⁽⁷⁾ 業界保護を一方で強調するところは『東洋経済新報』と同様であって、しかもその内容には、例えば、密造防遏の方法として同業組合法を制定して互に監視させるようにさせよ、などとより具体的

に提言されている点など若干異なるところが含まれているにしろ、基本的には当業界の生産性向上や技術的發展そのものを促進することに主眼点があるのではなく、あくまでそれが税源保護としての発想に基づくものでしかないことも似ていた。但し、引用箇所からも明らかのように、補填財源として酒税一税というより消費税一般によりアクセントが置かれていることや、地租は最も不公平・不権衡ゆえその増徴の不可を説きつつ一歩進んでその課税方法を変更し収益課税方式を提唱している点、所得税も公平・平等などの観点からみて好ましい財源と考えられている点など、『東洋経済新報』に比してより租税理論上の見地から財源を選択しているのが理解できよう。

酒税補填財源論を極端にまで強調したのが福沢諭吉の「時事新報」であったことはよく知られている。その論調は、「時事子は我酒造界に向つては平素随分阿漕な議論を為せり」という酒造業界誌からの批難によつても想像することができると極端なものだった。例えば、福沢は、第一回増税を前に清酒一石、四円から一挙に五倍の二〇円にするのも可能だと論じたり、増税が必要であつても他の税源は他日必要の場合にのみ利用すべきであつて一切手をつけるべきでなく、もっぱら酒税のみに依存すべきだと主張していた。⁽⁹⁾ 清酒は間接税であり営業者の負担にはならないという各誌共通の理由のほか、それが洋酒に比して値が低いし、飲酒は人間の嗜好中最大のものであつて、清酒は中等以上の者が消費する奢侈品であるから税を支払う苦痛を感ずることが少なく税が重いという理由で消費が減退することはないし、飲酒の嗜好は他に代用物が出てこない限り決して止むことはないゆえ課税するのも容易だ、という理由がそれを支えていたのである。⁽¹¹⁾

「時事新報」が熱心に海軍拡張論を唱導していたことはつとに指摘されているが、その海軍を主とする軍備拡張費を支弁するのが酒税であつて、「酒税増加の目的は海陸軍の費用を維持するに存り」と断言して憚るところがない。⁽¹²⁾ この考えの基底には、「其軍事費は直接間接に殆ど酒税の収入より補填」とするといふイギリス、フランス、ドイツな

どの「文明国」⁽¹⁴⁾の例を見習わんとする姿勢がみられ、酒税は、「國中第一の財源」であつて、海陸軍の「本」、「金主」、「取次人」たる役割を期待されていたのである。

ところで、国権皇張のために軍備拡張、特に海軍の強化を図ることをいわば社是としその財源をもっぱら酒税に頼る以上、一方において酒造業の保護、税源の涵養を重視せざるをえなくなることも必然であつた。福沢も酒税の増徴を強く主張しながらも他方において国民の担税力には自ら限界があるゆえ税源の保護を図らなければならないと早くから指摘しており、殊に、第一回増税後、税源保護の記事を多く執筆していた。保護の内容については既にみた二誌と全く一致するものも多いが、その他、收税吏に高尚なる人物を得て納税の便を図るとか、営業者に資金運轉の道を与えるためには納税期限に配慮を加えるべきだとか、当業者と熟議してその利害得失を見定め十分完全な法律を制定すべきであるとも主張していたのである。⁽¹⁵⁾

尚、地租との関連でいえば、酒税を「第一の財源」にするということは、以上からも判明するとおり地租を増徴しなくとも酒税のみで十分に軍備拡張、財政整理の目的を達成することができるといふことをも同時に意味しており、⁽¹⁶⁾この点、同じく酒税の増徴を重視するにしても、どちらかといえば地租増徴反対ゆえに酒税の増徴を図るべしとする傾向があつた『東洋経済新報』とはやや意見を異にしていた点に留意すべきであろう。

酒造業界の対応

以上のように、酒税の増徴を積極的に容認する動きがみられた中で、当事者である酒造業者は一体どのような動きに対応したのであろうか。第7表にみられるように、清酒製造費に占める酒税の割合は米代と共に高く、酒造業者にとって酒税の増徴は、その経営動向を左右する一大重大問題であつたことはいうまでもない。ここではこのよ

うな重大なる酒税増徴問題を、主として酒造家団体の動きを追う中から検討し、結局は増税を認めざるをえなかった理由と条件についてみてみよう。その原因は、大別すれば内部的要因と外部的要因に別けられる。内部的要因としては、酒造家団体の広がり（組織率の低さ）、結束の弱さ（内部的不統一）、その妥協的性格などを挙げることができる。外部的要因としては、自らの個別的要求を普遍的要求として実現するための政治的手段を欠いていたことや、酒税増徴問題が与える影響の範囲が限定されていたことなどを挙げることができる。

まず、内部的要因からみることにしよう。酒造家団体がそれまでの東西一大連合会（関西酒造家連合会、関東一府一
九県酒造業連合会）の提携によって全国的団結の第一歩をしるしたのは明治二四年二月の事であった。⁽¹⁷⁾この時開催された大会の出席者はわずか三五名であり、その資格も各府県有志代表ということであって実体的には酒造家の連合会とはいえなかったが、二六年の第三回大会において連合会の会則も制定され、全国の単位酒造組合が一個の有権者として連合し、これまでの有志組織から組合連合組織に改められた時点においても、尚、一六県の代表者を見ることのできず、連合会に結集した人員も二、〇〇〇人に満たず、石高も概算一〇〇万石程度であって全国造石高の人員に比較すれば人員は六分の一、石高は四分の一を占めるにすぎなかったのである。⁽¹⁸⁾二八年の第五回大会で連合会の総監に推戴された前田正名も、酒造家は増税の議が起ると活動するが、平素、整然たる組織が備わり当業者一致の方針が定まっていれば別にあわてる必要はないとし、重要なことは、「酒造業者ハ各地宜シク便宜ノ区画ニ依リ大小ヲ問フス相当ノ組織ヲ為シ、常ニ一致ノ方針目的ヲ定メ、何事ノ起ルニ会スルモ一命ノ下ニ万事定マルノ途ヲ立ツルヲ要ス」⁽¹⁹⁾ることだと苦言を呈するほどの状態にあった。その後も酒造家の一大同盟・団結がくり返し強調されていたけれども、⁽²⁰⁾第二回の増税実施後にいたっても連合会組織率は同業者一五、〇〇〇人の総人員の三分の一にも達していないという状況にあった。⁽²¹⁾この頃より酒造組合の設置を法令化することによって連合会への結集を高める方法に期待が強

経費の主要内訳

摘 要	出 典
1石=4円, 査定石数=2,688石68, 玄米1石=10円8銭	『山路久治郎文書』
1石=7円, 査定石数=1,022石707, 玄米1石=13円70銭	大阪税務管理局『秘酒造検査参考書』38~39頁
1石=7円, 査定石数=500石, 玄米1石=13円32銭	『醸造雑誌』第280号, 明治31年12月15日
1石=12円, 査定石数=1,000石, 玄米1石=9円76銭	『続灘酒沿革誌』151~152頁
1石=15円, 査定石数=2,056石44, 玄米1石=14円84銭	『山路久治郎文書』

・支出構成費目には、この他、給料（杜氏、蔵稼人）、薪炭費、建物賃貸価格、荷造費等が含まれる。

寄せられるようになる。⁽²²⁾ 連合会が全国各地の酒造組合を以て組織されている以上（全国酒造組合連合会則第二条）、なによりも各地に酒造組合が設立されねばならなかったのである。

まず、酒造税法第四〇条に、「酒類ヲ製造スル者ハ府県若ハ税務署管内ヲ一区域トシテ酒造組合ヲ設クヘシ組合ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」という一項が付け加えられ酒造組合設立に一定の法的根拠が与えられた。これは、第二回目の増税が成立した第一三帝国議会の委員会において議員修正によって新たに付け加えられたものであり、その修正通りに可決されたものであって、修正提案者（野尻岩次郎）はその意図を次のごとく説明していた。それによれば、この条項の酒造組合は、「是ハ税源保護ノタメニ置キマスル組合デゴザイマシテ、重モニ正業者ヲ助ケ、不正業者ヲ取締ッテ、此国庫歳入ノ重ナル税源ヲ保護スルト云フ上カラ出テ参リマシテ、是ハ農商務省ノ勸業問題ニアラズシテカラニ、寧ロ此制裁ヲ旨トシタノデアリマス、ソレカラ併セテ此品質改良ノ団体トナルト信ジテ居リマス」⁽²³⁾。その目的とするところが奈辺にあったのかが明らかであるが、業界はこれによって組合の結成が促進されると歓迎し、⁽²⁴⁾ 四〇条に基づく酒造組合施行規則に関する要項も業界が独自に作成して大蔵省に陳情していた。そこにおいて、「酒造組合ハ隠蔽通税ヲ図リ正業者ヲ妨害セントス徴候ア

第7表 清酒製造

	支出合計 (%)	玄米買入代 (%)	酒税額 (%)
I (明治28年)	円 44,911.15 (100)	円 21,102.38 (47.0)	円 10,754.69 (23.9)
II (30年)	24,967.859 (100)	10,537.5 (42.2)	7,158 (28.7)
III (30年)	11,590 (100)	5,130 (44.3)	3,500 (30.2)
IV (31年)	28,172.699 (100)	8,164,230 (29.0)	12,000 (42.6)
V (35年)	71,156.33 (100)	22,799.6 (32.0)	30,846.6 (43.4)

(注)・山路久治郎は灘、魚崎(東郷)の酒造家。明治20年代半ばから30年代半ばにかけての造石高(製成高)は1,700石~3,300石。

ル者ニ対シ速カニ警告シ且官庁ニ申告シテ相当ノ処分ヲ求ムル」という密造等防止の相互監視組織としての役割と同時に「酒造組合ハ各府県ノ組合ヲ糾合シ全国連合大会ヲ設置スルヲ得」という役割も期待されていたのである。⁽²⁵⁾もつとも、明治三二年七月勅令第三四〇号⁽²⁶⁾によって公布された「酒造組合規則」では、その第一〇条⁽²⁶⁾にみられるように酒造組合を通じての酒造業界に対する政府の監督・支配の強化、上意下達の統制的意図がより前面に出ており、⁽²⁷⁾これによって酒造組合の密造密売取締的、納税機関的性格が強まったことは否定できない。⁽²⁸⁾しかし、第一四帝国議会において大塚常次郎(醸造家)らが酒造税法第四〇条に関する改正法律案を提出した際に、その原案の中に、組合区域の変更と共に組合を設置しない者、または酒造組合に加入しない者に科料を課すという制裁措置が含まれていたことを考慮する時、そこには独力で組合の組織化を図るのではなく組合を官製化する⁽²⁹⁾ことによって法の保護により連合会の組織化を図るという意図が密造等防止の監視機関としての意図と共にあったことをうかがうことができるのである。⁽²⁹⁾それにもかかわらず、この制裁措置がその矛盾をつかれて認められなかったことにもよるかもしれないけれども、⁽³⁰⁾その後においても組合の組織化、連合会への結集は、はかばかしくは進まず第三回増税の際には業界誌も酒税増徴がまず第一に内定したといわれるのも、「抑又今日斯業界

の勢力散漫にして堅く一致団結の實力なきもの之れが因を為すにあらざるなきを知らんや⁽³¹⁾と慨嘆せざるをえなかったのであった。

全国的団結が達成しえなかつたことと共に、これに関連して連合会自体の結束が脆弱であったこと、内部的に統一を欠くことがしばしばあったことも増税を許してしまったことの一原因であった。この主原因となったのは灘を中心とする主産地の酒造家とその他、殊に關東を中心とする酒造家との対立であった。この対立は早くも第一回酒造組合連合会の大会（明治二四年二月）の席上においても顕在化していた⁽³²⁾。税率の改正（軽減）をめぐる醪課税と清酒課税の対立がそれである。關東の一府一九県酒造組合を代表してその幹事を勤めていた栃木県の小堀貞吉が前者を主張したのに対し、灘五郷総代として出席し大会の仮会長、副会長に選任されていた武岡豊太はそれを不可とし愛知県知多郡の豊讓組もこれにならつた。この対立の底流には灘五郷など主産地が酒税軽減に積極的に取り組んでいなかったことに対する不満があり、「灘酒ハ品質善良価格高貴他ノ地方ト状態ヲ異ニシ、重税ノ為メニ痛苦ヲ受クルコト少ナカラシ」(日景辨吉〔秋田〕との皮肉な発言も出ていた。議論は激しくなり、「一致セザレバ別ルヽヨリ外ナイ」(小堀貞吉)という言葉すら吐かれるほどであったが、結局、小堀らが譲歩し分裂は回避された。しかし、議案も単に「税率軽減ノコト」と具体的ではなく一般的に修正されたため、小堀らは最後に「一府一九県ノ意見ハ、一ニ主産地ノ為メニ自由ニナツタト思ハレナイ様ニ希ヒマス」という言葉を付け加えることを忘れなかつたのである。

両者の対立がさらに顕著な形であらわれたのがいわゆる従価税問題である。従来より一部で唱えられていたこの問題⁽³³⁾が第九回大会時（明治三二年五月）の最大の争点となつたのである。火付け役は、九年間、副会長の職にあつた栃木の小堀貞吉であった。小堀は、大会を前に全国各地の酒造組合に長文の檄文を送付し、その中で造石税（従量税）方式から従価税方式への課税方法の改正を提言したのである⁽³⁴⁾。

その内容は要約すれば以下のようになる。組合の目的は同業一般の利益の増進にあるが、酒造組合連合会の創立以来の実際上の成績をみると、その利益は常に「主産地タル灘地方ノ同業者ニ占奪」されており、他の業者は全く反対の不利益を被っていて、名は全国連合会であっても実は「主産地一地方ノ機関タルニ過キサルノ情勢ヲ馴致シタルニ外ナラサル」。それゆえ、酒造税法第四〇条の規定により法律上の組合を組織できることになったこの機会をとらえて、主産地に屈従するが如き弱点を除去し、地方の利益を主張し、もし容れられない場合は同調者と共に提携して雌雄を決しなければならぬ。しかるに、その弱点とは主産地の上等酒、一升、六〇銭のものも他の一升、二〇銭のものも等しく一二銭の税額を課す現在の不公平な課税方法であって、「最モ少数ノ上流者ニ利益ヲ与ヘ最モ多数ノ下層人民ニ酷痛ヲ与フルガ如キ不公平ノ課税ヲ脱却」しなければならぬ。そのためには納税者の苦痛を均等にし、課税上に公平主義を保持するように課税法を改正して従価税にすべきである、と。

主産地に対する激しい地方的利害感情がうかがえる檄文である。これに対し、主産地、灘の反響も大きく、「若シ夫レ此説（従価税説——引用者）有力ナラシメン乎灘地方ノ大不利益ナル」云々の秘密文書が主産地の組合に回されていたのである。⁽³⁵⁾小堀は、大会当日、副会長を辞任し（のちに撤回）、檄文の趣旨と同様な従価税への改正建議案を提出した。しかし、この建議案は、大会前日に既に審議が行われていたこともあって当日はそれほど激烈な討論にもならず、委員会に付託して十分調査するという事に落ち着き保留扱いになって分裂という最悪の事態は回避されたが、従来よりくすぶっていたこの問題が第九大会で一挙に噴出してきたのは戦後第二回目の増税を阻止できなかったこととあながち無関係なことではないだろう。重税感と一種の無力感がより激しい形で地方的感情を表出させ内紛をもたらしたともいえるのである。

これらと関連がある酒造組合連合会の妥協的対応も酒税増徴を許した一条件であった。第一回増税に際して、「現

国勢上財政ノ止ヲ得サルヲ察シ、進んで一石、六円までの負担を甘受しようとした⁽³⁶⁾。第二回の増税を前にしての代表者会議において、清酒一石、一二円となると予想した上でこれに絶対反対するのは却ってマイナスであり、議会の構成は酒造家に不利であるから一〇円までの増率は承認することにしてその見返りに自家用酒製造の禁止など酒造家の利益なる交換物を獲得すべきであるとした意見が大勢を占めていた点にそれがよく表われている⁽³⁷⁾。もっともこの時、一方で、増税は税源の涸渇を招くとして絶対反対を唱えていた組合もあったけれども、連合会の決議としては増税絶対反対ではなく条件闘争にすることに決定したのである。しかし、いったん決定したにもかかわらず、この決定は大会（三一年一月の臨時大会）において埼玉、愛知、栃木等より反対意見が続出したことよって覆され委員会付託となつた⁽³⁸⁾ところに連合会の業界団体としての規律やまとまりを欠いていたことが明らかに表われており、ここにみられる妥協的態度は内部的不統一と裏腹の關係にあつたともいえよう。

以上みたごとく、全国の酒造家を結集できず内部的にも不統一であつたことなどに加えて、増税を許したいわば外部的要因として彼らが自らの個別的要求を普遍的な要求として実現していく上での政治的手段にこと欠いていた点にも大きな問題があつたと考えられる。もっとも、彼らは決して政治的活動に無関心であつたのではない。それどころか関東、東北の酒造家の中には政治家が多く、それが「全国酒造組合連合会内紛の禍根となつた⁽³⁹⁾」と指摘されるほど活発な動きをしていた者もいたのである。酒造家は、要求実現のためには政府を動かす議会協賛を得なければならなかつたからたびたび請願を行い關係大臣に直接陳情に出向いたりした。また、彼らの利益代表者を直接国会に送る努力もしており、衆議院選挙を真近に控えた大会ではしばしば選挙に向けての決議を行い、檄文が發せられてもいた。例えば、酒税の増徴が予定されていた第一一帝国議会に向けての連合会臨時大会にあっては次期の衆議院総選挙において、「我全国組合一致協力シテ大ニ我同主義者」を選出することに尽力することとの建議案が、「我々ハ従来政

党ノ為メニ常ニ利用サレ議員選挙ノ如キニ附テハ何等ノ為ス処ナク通過シ来リタルモ……最早手ヲ懐ロニシテ傍看スベキ時ニアラザレバ即チ進デ大ニ運動スベシ」との賛成演説を得て満場一致で決議されているし、⁽⁴⁰⁾一二帝国議會を前にした臨時大会においても、「三百の議場其十中の八九は百姓議員を以て占領するの然らしむる所なり顧みて我が酒造家の如き三百の議場に十名を見る能はず是ンなことにては到底我が酒造家の希望を容るゝ能はず故に今後議員改選の期には我々酒家より一府県一名位い寧ろ五十名の議員を選出せんと希望す」との提出理由のもとに同業者議員を選出する建議案がこれまた満場一致をもって可決されている。⁽⁴¹⁾しかし、かんじんの連合会内の団結が強くなり、加盟各単位組合などが常に同一歩調をとるとは限らないことなどもあってスローガンだけに終り、⁽⁴²⁾現実は、「常に他の力に依て挙げられたる二三の同業者を院内に得、僅かに希望の一縷脈絡を院内に通し来りしなり」と連合会自身が告白せざるをえない状態にあった。

日清戦後、商工階級が徐々に議會（衆議院）に進出してきたとはいえいまだ議會の構成が地主に偏っており、従つて、増税が地租か酒税かの選択の問題になれば当然酒税に目が向けられる構造になっていたことはいかんともし難いことであつた。「百姓議員」と表現しようとも彼らが多数を占めている議會において酒造家の利益を実現することは確かに容易なことではなかつた。地租の増徴は、「百姓議員」自身及び選挙資格をもつ地主の損益に直接関係し、その直接与える影響の範囲も広く——例えば、明治三四年の地租納税者数七十七万人（うち一〇円以上納税者数一〇七万人⁽⁴³⁾）——一般的普遍的な関心事になりえても、これに対して、酒税は間接税であり国民一般に転嫁が予定されているものであつて、その納税義務者はかなり限定されており、直接影響を及ぼす範囲（酒造家）は高々、約一五、〇〇〇人にすぎない。⁽⁴⁴⁾「地租増徴案を重視して酒税増徴案を軽視したるは、即ち代議士たるの本分を知らざるに坐するの誤謬なりと謂はざる可からざる」と批難した⁽⁴⁵⁾ところで、その政略と人気取りの点で代議士の多くは「百姓議員」たる性格

を払拭できるはずがなかったのである。

「百姓議員」を多くかかえる政党は、それゆえに地租増徴に反対しても酒税増徴に反対する特別の理由はなかった。その酒税増徴肯定の論理は、要約すれば、酒は生活上欠くべからざる必需品ではなく酒税は間接税であるから負担は消費者に転嫁され比較的資本の利途を防げず、かつ、事業の収益を害することなく酒の消費者も少しぐらいの騰貴で容易に減少しない、その意味で酒税は消費税中、最も屈伸力があり巨額の収入を得る上で便利な良税である、というものである。⁽⁴⁶⁾この時期の一大争点であった地租増徴に反駁することが最優先され、酒税増徴理由などにはとりたてて目新しい論拠はなく政府の増税理由と殆ど異なるところはなかった。政党が政権を担当した憲政党内閣にあっては「超然内閣」、「藩閥内閣」以上に酒税に偏った増税が計画されていたことは既にみたとおりである。

全国酒造組合連合会が前田正名の主宰する全国実業大会に参加したのも業界の主張を政府・議会に反映させる一手段ととらえていたが⁽⁴⁷⁾為めであろう。そもそも、前田を連合会第五回大会において正式に総監に推戴したのも一つには「官辺との連絡」をつける役割を彼に期待したからであった。⁽⁴⁸⁾しかし、この実業大会の主な目的が生糸、茶、織物のような伝統的産業の品質改良と輸出促進にあり、業界が期待するような増税反対のための「官辺との連絡」役を果たすことにはあつたのではない。前田が酒造組合大会の席上で、「諸君ハ増税ノ如キ直接自己頭上ニ落下シ来ルモノニ対シテハ非常ニ熱心ナルモ我清酒販路ノ如キ或ハ品質改良ノ如キニ至テハ案外冷淡ナルモノ、如シ予ハ増税ニ対スル諸君ノ熱心ヲ非トスルモノニアラズ然レモ更ニ之ニ十倍モ二十倍モ熱心ヲ販路改良等ニ傾注サレシコトヲ望ム」と演説しているところからも経緯の一端をうかがうことができる。かくして、全国実業大会を媒介にしての要求の具体化も実現できずに終わってしまったのであつた。

政府の増税見返り策

最後に、我々は政府のとった増税への見返り措置にふれておかねばならない。なぜならば、このいわば交換条件が既にのべたような酒造家の妥協的な対応を引き出したともいえるし、酒税増徴を可能にした一大条件であったとも思えるからである。見返り措置のうち、なんととっても最大のものは自家用酒造の禁止であろう。実際、酒造業者も早くから自家用酒造の取締りを政府・大蔵省に要望しており、大蔵省等もそれに応え、明治一三年以来、その造石高の制限や自家用清酒の製造禁止策など次第にその取締りの強化を行っていた。⁽⁵⁰⁾ 国会開設以後もしばしば議場の問題となり、特に清酒一石、一円の増税(四円→五円)を図る増税法案が政府より提出された第四帝国議会において、政府及び議員双方による自家用酒造の改正案が提出されたが、酒増税法案と共にいずれも否決されていた。しかし、二九年の戦後第一回増税時には自家用酒税法、同施行規則も新たに制定され、自家用酒製造は直接国税一〇円未満及び直接国税を納めない者のみに認められ、しかも濁酒、白酒、焼酎の製造のみが認められたにすぎなかった。造石高は原則として二石以下、但し、直接国税を納めない者及びその納税額が五円未満の者は一石以下で、税率は第4表にみられるとおりであった。この自家用酒税法制定の理由は、要するに、酒税を増徴する一方、自家用酒造を旧来のままに放置しておけばいたずらに自家用醸造高を増すのみであって政府収入を増さず、しかも酒造家に大なる影響を与えるので税源を保護しなければならぬということにあった。当該税法に新たに製造税が設けられ、清酒のほか味淋、酒精の製造も禁止され、条件はかなり厳しいものになっているが、これらの中に十分とはいえないにしろ一部、酒造家の要望も盛り込まれていたのである。⁽⁵¹⁾

戦後第二回目の増税計画が表面化してくると、今度は酒造家は、自造酒の取締りの強化よりもさらに進みその全面的な禁止を要求するにいたった。それが酒造組合連合会大会の議決案件として前面に押し出されてきたのは三〇年一

一月の臨時大会の席上においてであった。この大会では松方内閣の増税計画（七円→一〇円）に対して強力な反対運動を展開することを決議すると共に同時に「自家用酒ノ禁止ヲ求ムル事」が満場一致で可決されている。その理由は、国家は酒税を第二位の国税として重視し、ひたすらその税収を増大させることに期待をかけているにもかかわらず、一面において自家用酒という「特待制度」を因襲し自ら税源減殺の途を杜絶しないのは最たる矛盾であって、そもそもこの「特待法」によって利益を受ける者はその日暮しの細民ではなく地方の上流者であり、この為め清酒の販路もはなはだしく蚕食されている。それゆえ、国家最重の税源保護のため自家用酒造は禁止されねばならないということに⁽⁵²⁾あつた。その後も全く同様な理由に基づく決議が大会ごとにくり返され、「大会意見書」の一項目としてその決議が貴衆両院全議員、大蔵大臣などに送付されていた。

「特待制度」という表現こそもちろん用いないにしろ、大蔵省もほぼ同様の意見を自家用酒税法に抱いていたことは一部既にふれたとおりである。しかし、それらの理由からは一挙に自家用酒を全廃しなければならぬという論理は出てこない。この制度の恩恵を受けているのが地方の上流者のみであるというのならば、例えば、直接国税納付額による免許制限を政府原案にあつたごとく五円にまで引き下げるとか、あるいは、さらに引き下げて免許人員数を減少させることによって一部の上流者のみの特典にならないようにするとかの工夫を施すことも可能である。「秋穀穰々として野に満つる時、村里の老爺一杯の手釀に一年の苦を払はんとす、之をしも禁ずるが如きとあらば、予は国家なるものゝ殺風景に驚かざるを得ざるなり」と⁽⁵³⁾いう感覚はあくまでも正当である。

しかし、自家用酒の製造は、第二回目増税と共に明治三二年一月から廃止されてしまった。先にみたごとく、第二回増税を計画した内閣は、第二次松方内閣以下総て酒税増徴の見返りの一つに自家用酒禁止を打ち出していたし、また、『東洋経済新報』などの酒税増徴論派もまるで申し合わせたかのごとくその禁止を主張していた。こうした動

きを背景にしつつ第二次山県内閣は、酒造業者の希望を全面的に受け容れ、もっぱら税収確保のための税源涵養及び酒類製造業者の保護という露骨な意図のもとに明らかに増税への見返りとして、濁酒を含む自家用酒造を総て廃止してしまつたのである。⁽⁵⁴⁾

この山県内閣の増税実施にともなう見返り措置として他に注目すべきものに混成酒税法の改正と酒精營業税法の廃止がある。

前者の混成酒税法は、既に若干ふれたように、そもそも戦後第一回の増税の際、従来の酒造税則下の銘酒の種類が非常に増加したのにもない新たに制定されたものであり、酒精（アルコール）を混合して種々の酒を製造する者に課税するという趣旨のものであつた。⁽⁵⁵⁾しかし、酒造家は、当該税法が公布されて以来、輸入アルコールがその用途を却つて広め、そのため清酒の販路は狭められているという危機感のもとに、輸入アルコールの取締りをいかに厳正にしても余り有効ではないとして、混成酒そのものの禁止（但し、銘酒類は禁止せず）を求めたのであつた。⁽⁵⁶⁾政府も混成酒の定義が不十分であつたことを認め、その定義を明確にして一切の混成酒を包含せしめ脱税の弊を防止し、混成酒の造石税を一石、六円から一挙に一三円に引き上げ、含有酒精分二〇度以上のものには超過した度数一度ごとに一円を加えることに改正したのである。

酒精營業税は、明治二六年に設けられたものである。二五年の頃、酒精を清酒に混和して一種の混成酒を造り、これに多量の割水をして安価に販売したり、⁽⁵⁷⁾あるいは酒類製造の免許を受けずに酒精に砂糖水、薬品等を混和して店頭で販売して造石税の負担を免れることがはやり、⁽⁵⁸⁾清酒の造石高に影響をおよぼすほどになつたので別途にこれを取締るための必要が生じたためであつた。酒造家は、つまるところ、輸入酒精の取締りを行わなければたとえ混成酒を禁止しても第二の混成酒製造者を生ずるのが明瞭であるとして、酒精の厳重な取締りを要請し酒精の政府専売化を要求

していた。⁽⁵⁹⁾ 政府もこの酒精専売論に対しては詳細な調査を行い、⁽⁶⁰⁾ はたしてそれが国庫収入の倍加につながるか、税源の保護になるか、などについて検討を行った。その結果、結局、これは採用されなかったけれども酒精行政は今迄のような国内の業者のみへの対策にとどまっていたは実効性はないとして関税を増徴して輸入酒精を取締り、内国産酒精との権衡を保つようにしなければならぬとの見地から具体策を講じようとした。かくして、関税率法改正の時期をまち、三二年八月よりそれが実施されるにいたって酒精従価四割を増加して二五割として実施するにおよび、酒精營業税法を廃止して輸入時に十分に輸入酒精の取締りを行うことになったのである。

第二回増税時に、自家用酒造の禁止と共により直接的に酒造業者の意向が反映されたのが製造免許制限、納税保証物の提供方法、納税期限の繰り下げについてである。

營業用製造免許に造石高の制限を設けることは、既に明治一五年、酒造税制が改正されたとき定められ、清酒一〇石、濁酒一〇石以上と規定されたことに始まる。二九年、新たに酒造税法が制定されるに際し、政府原案ではこれらの造石高制限を撤廃していたにもかかわらず、「此制裁を削除スル時ハ小醸家忽チ各地ニ起リ遂ニ弊害百出スルニ至ルベシ」との酒造団体の修正意見が容れられ、清酒のみに造石高制限（二〇〇石以上）⁽⁶¹⁾ が復活された。業界自らが新規参入障壁の設定を要求したのである。一方、政府にとっても、造石高制限を設けて零細な酒造家を淘汰することは徴税費の節約になり、これ一つとってみても決して拒否すべき要求ではなかった。その後も酒造団体は、清酒造石高の下限引き上げや、その他酒類の造石高制限の新設に向けて運動し、特に濁酒の制限設定については力を注いでいた。第三次伊藤内閣が酒税増徴案を提出した時、清酒は一〇〇石と変化なかったが、濁酒二〇石、焼酎五石以下は免許を与えずとしたのに対し、酒造組合は大会で修正案を作成し、濁酒は一〇〇石、焼酎、酒精は五石以上としたのであった。濁酒の制限が政府提出案のごとくわずかに二〇石程度では、たとえ濁酒などの自家用酒を廃止したところで殆

ど効果はなく、従って、清酒販路の保護にはならないというのがその理由であった。⁽⁶²⁾ 政府案のような程度の制限では制限が全くないのと五十歩百歩であって、簡単に濁酒製造者になることができ、自家用酒の製造が禁止されても結局は自家用酒を製造することは明らかであると判断していたのである。

ところで、酒類中、濁酒ほど査定が難かしく、また、取締りが困難であるものはなく、従って、濁酒ほど脱税し易いものはないと捉えている以上、最終的には濁酒の製造そのものを廃止せざるをえなくなる。事実、明治三十一年九月の連合会臨時代表者会では、清酒税の増徴は需要を濁酒に向かわせると濁酒全廃派が主張していたし、一〇〇石制限派も長期的には全廃を希望していたが、これは、東京、横浜を中心とする濁酒業者の反対運動が侮りがたかったことと、一〇〇石以上に限定すれば大資本と大倉庫がなければ営業は成り立たず、従来の濁酒業者は殆どその半ばは倒れるとの判断からあえて全廃を前面に出さなかっただけのことである。⁽⁶³⁾ 代表者会では、結局、一〇〇石を下限とする案に落ち着き政府との交渉に入った。これに対し、第一三帝国議会での政府案は、伊藤内閣案と酒造団体案とのいわば間をとり、濁酒の下限を五〇石とするものであった。この案も一度は修正をうけたが、結局、その原案のまま成立をみた。かくして、二九年の酒造税法以来、その営業免許に制限がなくなっていた濁酒の製造は酒造業者の要望も一部受け入れ、酒造税法成立まで設けられていた一〇石という制限の五倍の造石制限をうけることになったのである。

明治二三年に初めて登場してきた納税保証制度は、納税が困難と予想される業者に保証物を差し出すかあるいは保証人を立てることを義務づけた制度であり、もっぱら酒税を保全する観点から創設されたものである。⁽⁶⁴⁾ 二九年の改正では酒類製造業者は総て、造石税の半額に相当する保証物を提供しなければならなくなった。増税の見返り交換条件として酒造団体の希望を容れ、当初の計画にあった造石税額全額に相当する保証物から半額のそれに変更されたけれども、対象は拡がり営業業者の総てに網をかぶせてしまった。政府は、一定程度は譲歩しつつ第二の国税としてあくま

でその逋脱を許さず、税收を確保しようとしたのである。その後、この納税保証物についての解釈の相異が生じ、酒造団体は、既に納めた税額に関してはその納税高に相当する保証物を解除するか、あるいはこれを後年度の保証物に使用するかは納税者の意志にまかせるべきだと主張したのに対して、当局（大蔵省）は、いったん提供した保証物はその年度内の納税全部を完了しなければ解除しないと解釈していたのである。⁽⁶⁵⁾この対立は、一時、酒造業者が行政訴訟に持ち込むほどの厳しいものになった。しかし、第二回増税に際しては酒造界の要望にしたがい保証物の三分の一（一石当り四円）にする一方、当局は、保証物の解除の時期に関しても解釈を変え、造石数査定の都度に保証物を提供できるように変更し、また、見込石数によりあらかじめ保証物を提供した時には特定の場合を除きさらに保証物を増補する必要はなくなった。その意味では納税保証物の提供方法に便宜が与えられたといつてよい。⁽⁶⁶⁾尚、法制化された酒造組合が、組合員相互の制裁、共同の利益を進める一方で納税を担保することによって保証物を免除させることができるようになったことも、一面では増税の見返り措置の一環とみることができよう。

酒税を納入する時期も酒造家の大きな関心事であった。間接税に納税を設定すること自体どのような事由に基づくのか必ずしも明らかではないが、既にみたように、清酒製造経費中に占める酒税の割合が高いだけにこれをいつ納税するかは直接経営に影響を与える問題であつて、酒造家は、製品が出荷され代金が回収される時期、米穀を購入するために金融が逼迫する時期、等々を勘案して最も有利な時期に納税を設定させるべく腐心し、政府・議会に陳情・請願を繰り返していた。⁽⁶⁷⁾かくして、明治六年一月、太政官達（第一七四号）によって納税期限が設定されたのち、二期分割納税から三期分割にかわり、二三年七月に四期分割になってから二九年の第一回増税時の改正にいたるまで六回の改正を経ていた。この二九年改正によって納期は、第一期は、七月一日～同十五日（前年一〇月一日からその年の四月三〇日までの査定石数にかかわる税額の四分の一）、第二期、九月一日～同十五日（同上）、第三期、翌年一月一日～同十五

日（前年一〇月一日からその年の四月三〇日までの四分の一、及びその年の五月一日〜九月三〇日までの査定石数にかかわる税額の二分の一）、第四期、翌年三月一日〜同一五日（前納額の残数）となったが、酒造団体はその後、七、一〇、一二、四の各月に納期を改めるよう運動していた。第二次山県内閣は、この希望を一部とりいれ酒造税法第六条の改正を行って納付期限をくり下げたのであった（七、一〇、一二、三の各月）。

しかし、ここで注意すべきは、第四期の納付期限の変更は認められず、ただ以前より半月くり下っただけであることである（三月一五日〜同三一日）。酒造家は、二月、三月は盛んに醸造が行われている時期であり、この期に相ついで納税しなければならないのは金融上はなほだ困難であるとの理由で、その後も再三、第四期の変更を願ひ出た。けれどもこの改正は絶対に聞き容れられなかった。要するに、四月、五月となれば会計年度が異なってしまうというのが拒絶の理由であり、「国家ノ財政ハ年度ヲ以テ区画セラレ前年度ノ借入ニ対シテ次年度ノ収入ヲ以テ支払ヲ為ス能ハサルカ故ナリ」と説明されていた。

しかし、はたして、この理由説明に十分なる正当性があるであろうか。地租の納期が翌年度にまたがっているのを一体どのように説明するのであるか。⁽⁶⁹⁾間接税、直接税のちがいがこの相異を説明する理由になりうるであろうか。はなほだ疑問である。この説明は、いかなる改正であれ抵抗の強い地租には手をふれず、圧力の弱い酒税関係には強い姿勢を示していたことの一証拠を物語っていたのではないだろうか。

政府の増税意図は、当然のことながら税収増に狙いがある以上、増税にともなう交換条件といってもそれはあくまで増収確保を前提としたそれに抵触しない限りでの税源涵養、酒造業者の保護にすぎなかった。この問題はこのことが如実に示されていた例であったといえよう。

- (1) 「酒税改正私見」、「地租と酒税」(『東洋經濟新報』第七号、明治二十九年一月一日、第一〇号、明治二十九年二月一日)。
- (2) 天野為之「増税問題」(『東洋經濟新報』第九〇号、明治三十一年五月二十五日)。
- (3) 「酒税は我国の一大財源なり」(『東洋經濟新報』第六一号、明治三〇年七月二十五日)。
- (4) 「酒税増加の好結果」(『東洋經濟新報』第七九号、明治三十一年二月五日)。
- (5) 例えば、「酒税は宜しく増徴すべし地租は断じて増徴すべからず」(『東洋經濟新報』第八〇号、明治三十一年二月一日)。
- (6) 「悪税の害、煩租の弊」(『実業之日本』第一卷二〇号、明治三十二年一月)。
- (7) 「酒税の増徴は勿論砂糖税の新賦課は断じて之を行はざるべからず」(『実業之日本』第一卷一六号、明治三十一年九月)。
- (8) 「時事新聞の自飲酒廃止論」(『醸造雜誌』第二四八号、明治三〇年五月三十一日)。
- (9) 「大に清酒税を増す可し」(『時事新報』明治二十八年六月二〇日号) (『福沢論吉全集』第一五卷、二〇二頁)。
- (10) 「専ら酒税に取る可し」(『時事新報』明治三十一年一月一日号) (同右、『全集』第一五卷、二三二〜二三四頁)。
- (11) 「酒税増課の程度」(『時事新報』明治二十七年八月二四日号) (同右、『全集』第一四卷、五三五〜五三七頁)。
- (12) 尚、「時事新報」の主張する課税上の原則(「課税の一大主義」)は、「納税者に苦情少なくてこれを徴収するに手段を勞することなく、然かも其収額の大なるものを選ぶ」とであつて、そこには、『実業之日本』にみられた公平・平等といった観点はみられない。「地租減額と三税則の改正」(『時事新報』明治二十六年八月二二日号) (同右、『全集』第一四卷、一二四〜一二六頁)。
- (13) 例えば、石河幹明『福沢論吉伝』第三卷、二〇一〜二〇三頁。
- (14) 「密造防遏の方法」(『時事新報』明治三十一年六月一〇日号) (同前、『全集』第一六卷、三七四頁)。
- (15) (14)に同じ。
- (16) 税源保護については当業者と熟議すべしと主張する前提には、当業者は、いずれも相應の身代を備えており、知識の程度も自ら低くなく、中流以上の地位にある人物であるから、いたずらにわからぬ苦情などを言うはずがないという一種の信頼感が基底にあつた(「増税案の破棄」(『時事新報』明治三十一年五月二四日号) (同前、『全集』第一六卷)。
- (17) 一方における過度の増徴、他方における当業者への信頼、は福沢の考えがかなりの樂觀主義に基づいていたものであつたことを証明しているものであろう。
- (18) この観点から、同紙(福沢)は、政府が戦後第二回の増税案の中で地租に重点を置きすぎる点を指摘し、「地租を外にして財政整理の実を収め難しと言ふが如きは、財政の實際に通ぜざる者の言」と批判していた。「地価修正」(『時事新報』明治三十一年六月一〇日号) (同右、『全集』第一六卷、三七八〜三七九頁)。
- (19) 『酒造組合中央会沿革史』(第一篇) 一二七頁。
- (20) 『全国酒造組合連合会成る』(『醸造雜誌』第一一五号、明治二十六年六月二二日)。

- (19) 「全国酒造組合員諸君ニ告ク」(『産業』第二四号、明治二八年二月二五日)、『明治中期産業運動資料』第二〇卷(二)所収)。
- (20) 例えば、小手川豊次郎は、政府が酒税の増徴を行うのは酒造家の反対の声が少ないからであるとして、反対するためには酒造家の団結が「目下の一大急務なり」と云はざる可からず」と説いており(『我全国の酒造家に告ぐ』(『東京経済雑誌』第九〇〇号、明治三〇年一月三〇日))。また、酒造組合連合会の大会においても、明治三〇年一月の臨時大会での界酒造組合長、鳥井駒吉の建議案(『全国酒造組合連合会ノ下ニ地方酒造組合連合会ヲ組織スル事』)のごとく、地方に散在する小組合と大会との間に中間の組織を作り組合の組織化を進めるべし、との提案もみられた。尚、本案に対する連合会会長渡辺徹の替成理由は次のようなものであった。「予モ亦大ニ本案ニ賛成ヲ表スルモノナリ因テ茲ニ其理由ヲ一言センニ本会モ今日ノ如キ有様ニテハ我大会ハ今後幾年ヲ経ルモ全国ヲ一括シ得ルヤ殆下測ラレズ、想フニ中央部ト地方トノ間余リ縣隔ニ過グルヲ以テ自然事情モ疏通セズ又誘導ニモ便誼ヲ欠ク次第アラン故ニ願クハ地方々々ニ依リ一県若シクハ二三県又ハ税務管理局管轄内位ノ小連合ヲ組織シ得バ大ハ我会務拡張ノ方便ト為ルベキヲ信ズ願クハ此方針ヲ以テ満場ノ賛成ヲ得ン」(『傍点一引用者)。「全国酒造組合連合会臨時大会」(『醸造雑誌』第二六一号、明治三〇年二月一〇日)。
- (21) 「全国酒造組合連合会に寄す」(『醸造雑誌』第二八六号、明治三二年六月一五日)。この社説は、「内部未だ鞏固ならざらん乎何ぞ独り外部の働きの充分有力なるを望まん」と指摘し、外部への働きかけの前提として内部的結束の強化をうたっている。
- (22) 既に第一回、第二回大会において同業組合の法制化の要請や決議が出されていたが、連合会も明治三〇年七月に、第七回大会(明治三〇年五月)の決議に基づいて、同業組合の認可を上申していた。「全国酒造組合連合会の上申書」(『醸造新報』第六五号、明治三〇年七月三一日)。
- (23) 前掲『第一三帝国議会議院酒造税法中改正法律案外五件審査特別委員會議事録』。
- (24) 「全国酒造組合連合会に寄す」(21)と同じ)によれば、「酒造組合の法令的設置」によって、「二万五千の同業者は悉く其地方に組合を設くべし、随て地方各組合の運動上連絡上の必要により、之を統轄する中央部即ち茲に第二の全国酒造大会とも言ふべき現在大会の後継者現はれ来るべきは必然の理必至の勢と言はざるを得ず」ということになる。
- (25) 「酒造組合施行規則要項」(『醸造雑誌』第二八七号、明治三二年七月一五日)。
- (26) 酒造組合規則第一〇条 地方長官ハ酒造組合ノ決議又ハ其ノ役員ノ行為ニシテ法令ニ違背シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ノ改選ヲ命スルコトヲ得。
- (27) 酒造組合規則は、明治一三年の酒造営業人心得(同年九月二七日の太政官布告第四〇号)にもなう各府県布達)や一七年の同業組合準則(同年一月二九日の農商務省達第三七号)などと比較してその形式、内容において一段と整備されると共にますます政府による監督、支配への傾斜が強まったことは否定できない。この点、『宮城県酒造史』(本篇)八八頁を参照せよ。
- (28) 酒造組合による密造密売の取締りに関して、例えば、兵庫県に次いで全国第二位の造石高を誇った福岡県の酒造組合が、明治三三年一〇月、「酒類ノ密造其他不正ノ行為アルコトヲ探知シ当組合ニ其事実ヲ詳記シテ密告セラレタルトキハ其犯状ノ輕重ニ遵ヒ事件ニ付金拾円以上參百円

以下ノ範圍内ニ於テ報酬ヲ与フベシ」という懸賞広告を出していたことをその顯著な一例としてあげることができよう。橋詰武生篇『福岡県酒造組合沿革史』八三頁。

(29) 『東京經濟雜誌』は、その自由主義的立場から酒造組合組織及び組合設置の法制化を鋭く批判し、營業組合は、その組織の如何をとわず總て独占の性質をもち、従つて、社会の公益とは往々両立しない。特に国家の法令をもって組合を設置することはその事業を制限し公益を害することはなほだしいと説いていた。「酒造組合理則」(『東京經濟雜誌』第九八七号、明治三二年七月一五日)。

(30) 大塚常次郎らが提出した改正法律案には、後半部分に、「組合ヲ設ケズ又ハ組合ニ加入セズシテ酒類ヲ製造スルモノハ二円以上二十円以下ノ科料ニ処ス」という案文があった。しかし、この部分は、「組合ナルモノハ協議ニ因テ成立スヘキモノナリ協議ニ因テ成立スヘキモノヲ制裁ヲ以テ強制スルハ事実ノ抵触ナリ」、「任意ナルヲ要スル事項ニ付制裁ヲ以テ強制セムトスルハ事実ノ抵触ナリ」という理由によつていわばいさめられ却下されたのである(『目賀田文書』第11冊—30)。

(31) 「急に酒造組合組織を完成せよ」(『醸造雜誌』第三〇〇号、明治三三年八月一五日)。因に、酒造税法から独立して酒造組合法が制定され、酒造組合に法人格が付与されるのは明治三八年一月のことである。

(32) 以下、第一回大会(発起大会)での議論は、「全国酒家連合會議事録」(前掲『酒造組合中央会沿革史』(第一篇)一二九—一五五頁)による。

(33) 東京、千葉、神奈川その他五県の酒造家は、別に新たに全国酒家同盟会を結成し、酒税はその売価に比例して、差等を設けるべしと主張していたといわれる。「全国酒家同盟会の組織」(『東京經濟雜誌』第九五八号、明治三二年二月一七日)。

(34) 「酒造税賦課方法の改正に付敢て全国の同業者諸君に檄告す」(『栃木酒のあゆみ』二八一頁)。

(35) 前掲『酒造組合中央会沿革史』(第一篇)二八二頁。尚、主産地酒造組合(亀崎、灘五郷、京都、伏見、江井ヶ島、大阪、堺などの各酒造組合)で結成した酒家同友会の第一回大会(明治二五年五月)において、既に従価税に関する件が協議されており、主産地が従価税の導入をめぐる利害得失に早くから関心をもっていたことが知れる。同、一一五—一七頁。『近畿酒家同友会資料』(関西学院大学図書館所蔵)。

(36) 明治二九年一月の酒造組合連合会臨時大会での「酒造税法案の改正条項」の「理由」によれば、「其税率ノ如キ營業者ハ現國勢上財政ノ止ヲ得サルヲ察シ六円マテハ進シテ其負担三垠ノトシタリ」とある。『醸造新報』第四七号、明治二九年一月二五日。

(37) 「全国酒造組合臨時代表者会」(『醸造雜誌』第二七七号、明治三一年九月二〇日)。

(38) 「全国酒造組合連合臨時大会」(『醸造雜誌』第二八〇号、明治三二年二月一五日)。増税反対の急先鋒であった埼玉県酒造組合は、大会に先立ち連合会長宛に意見書を提出していた。この中に連合会の妥協的対応を糾弾する理由がよく表われているので少々長いが以下に引用しておきたい。この「意見書」によれば、全国酒造組合臨時代表者会議において一石、一〇円の増率を承認して政府と交渉することに決定したのは、「吾々營業者の利害如何を顧慮せざる所謂無謀にして且越權の処置」であつて、「如斯は寧ろ増税甘諾の意志を世に表わし却て政府の意圖をして

- 助長せしむるの媒介策」になつてゐると指摘して、続けて次のごとくのべる。「要するに彼の大勢の赴く所は到底其増税は免かれず若し果して免かれずんば宜しく之を承認するは却て時の宜しきを得たる者と云ふにある者の如し嗚呼何ぞ節操なく定見なきの甚しくして所謂終始一貫の耐忍力に乏しき実は一驚を喫せずんばあらざるなり維令政府の意向は確乎として動かすべからざるにせよ亦大勢の赴く所は到底其増税の免かれざるにもせよ宜しく鞠躬尽力倒れて后止むの精神を奮起して以て飽迄極力反対の運動をなし其初一念を貫徹せしむることに之れ勉れ止むなくんば一大決心をなす迄に奮激以て強硬の意志を世に示すは即ち其本分にして亦実に吾々が其始に於て相熱注して以て決議をなしたる所以の次第ならずや然るに何等の失体ぞ嗚呼又何等の狂愚ぞ其増率の未だ定まらざるに先だち徒らに彼の風声鶴涙に驚て倉皇其為す処を知らず或程度迄は増税甘諾の決心を世に表示するが如き殆んど兎戯に等しき大早計の所為にして如斯は寧ろ吾より進んで其増税を求むるの愚を学ぶものなりと言はざるを得ざるなり」「対増税及年度変更に関する埼玉県酒造組合意見書」(『醸造雜誌』第二七八号、明治三十一年一月十五日)。
- (39) 前掲『酒造組合中央会沿革史』(第一篇)九三頁。
- (40) 「全国酒造組合連合会臨時大会」(『醸造雜誌』第二六一号、明治三〇年十二月一日)。
- (41) 「全国酒造組合連合臨時大会」(『醸造雜誌』第二八〇号、明治三十一年二月十五日)。
- (42) 「衆議院議員撰挙法改正に付き全国の同業者諸士に敬告す」(『醸造雜誌』第二九六号、明治三十三年四月二五日)。
- (43) 『国税庁統計年報書第一〇〇回記念号』九六―九七頁。
- (44) 清酒製造免許場数でいへば明治三三酒造年度、約一四、〇〇〇場(第3表参照)。
- (45) 「酒税増徴法二案の通過何ぞ夫れ容易なるや」(『東京経済雜誌』第九六〇号、明治三十一年二月三一日)。
- (46) 例へば、武市彰一「輸入煙草及酒類課税論」(『立憲改進黨々報』第三九号、明治二八年二月二五日)、平島松尾「酒造税に対する意見一斑」(『自由党党報』第一〇二号、明治二九年二月二二日)。
- (47) 正田健一郎氏は、全国実業大会の位置を、「実業運動と政府との接点であり、その意義は運動の中から出て来た諸要請を法律、政令という形で受けとめさせることに存した」としている。解題「全国実業大会について」(『明治中期産業運動資料』二四卷)。
- (48) 前掲『酒造組合中央会沿革史』(第一篇)二二七頁。
- (49) (40)に同じ。
- (50) 明治二九年にいたるその主な変遷をたどれば以下のごとくなる。(一)明治一三年、酒造税則付則により一ヶ年製造高一石以下に制限。(二)同、一五年、酒造税則改正により一期(一〇月一日)翌年九月三〇日)、一石以内の外、官庁への届出義務、鑑札料八〇銭納入義務、売捌きの禁止。(三)同、一九年、酒造税則付則改正により(二)の条項の外、自家用清酒の禁止、飲食店または旅館屋営業者等の製造禁止、免許鑑札の売買、譲与、貸借の禁止。その外に一七年には「酒造税則取扱心得書」、一九年には、また、「自家用料酒類製造者心得」を制定し取締りを厳密にした。これらの結果、『明治財政史』(第六卷、二二七頁)も「実除ニ於テハ自家用料酒ヲ製造スルモノハ却テ相当資産アルモノニ多ク為メニ細民ハ普

通造石税ヲ負担シ資産アルモノハ却テ法律ノ特典ヲ享有スルノ現象ヲ呈シタリ」と記述していた。

(51) 政府原案では、酒造家の要望にそい直接国税納税額五円以上の者は、「相当ノ資力アルニ依リ自讓ノ必要ヲ認メス」(「自家用酒税法案説明書」)との理由で自家用酒造の免許は認められないことになっていたが、議会の修正をうけ一〇円以上の制限に改められた。一方、原案では造石高の上限が三石であったものが二石に改められ、逆にここでは制限が強化された。尚、大蔵省の一文書(『松尾文書』34冊―33)は、納税額五円以上の者に自造を認めるならば自造酒造石高が多くなり巨額の国家税源が失われ、かつ、酒造業者の販路が阻害され、営業上の利益も失われて間接の保護も障害をうけるとし、その上、次のように記している。「直接国税五円以上ヲ納ムル者ノ如キ稍資産アル者ノ飲用酒ヲ保護シ他ノ營業酒ヲ飲用セル者ヨリ其負担ヲ軽減セントスルカ如キハ頗ル妥当ヲ欠クノ所見ト言フヘク殊ニ從來ノ経歴ニ徴スルニ自家用酒ノ製造ハ一石ノ制限ナルニ年内度々ニ製造スルヲ以テ其造石タル不明ニ屬シ蓋シ一石ニ止マラサルコトアルヘシ若シ右等ノ資産家ニ対シ自造ヲ許ストキハ積年ノ習慣タル竊ニ過造ノ弊ヲ生シ一大税源タル酒造家ノ造石ニ影響シ國家力受クル所ノ關係」は実に考慮を要すべき問題である、と。それにもかかわらず、議会で修正されたのは自家用酒を造るものに府県の地主が多く、衆議院議員選挙資格を有するものが多数を占めていたことによるものと思われる。『東京經濟雜誌』は、この問題は、「酒屋と選挙人との衝突と言ふて可なり」と表現しているが、けだし正鵠をえたものであろう。「自家用酒」(『東京經濟雜誌』第八一九号、明治二十九年四月四日)。

(52) (40)に同じ。

(53) 服部暢「酒税雜観」(『東京經濟雜誌』第九四四号、明治三十一年九月一〇日)。

(54) 自家用酒全廢の根拠のひとつに、全廢しなければ密造など十分な取締りかできないということもあげられていた(例えば、前掲、第一三帝國議會衆議院酒造税法中改正法律案外五件審査特別委員会における政府委員、若槻礼次郎の発言をみよ『同委員会速記録』(第二号)。確かに、自家用酒の制度が抜け穴になり、「自家用酒の贈答が大流行となり、自家用の名において密造が横行し、贈答の名に隠れて密売が殆んど全廃をおおった」長野県のような例もみられたが(『信州の酒の歴史』一五八頁)、しかし、全廢が取締り上の決定打にはなりえないことは特に長い自家醸造の歴史をもつ地方において明らかであり、自家用酒の絶対禁止以後、特に密造が蔓延した地方すらあった。その顯著ですさまじい程の例を土佐にみることができる。この点、丸亀税務監督局編纂『土佐自釀沿革誌』を参照せよ。

(55) 『明治財政史』第六卷、二二二―二三七頁。

(56) 「第八回全国酒家大会並に懇親会」(『醸造雜誌』第二七三号、明治三十一年六月一〇日)。

(57) 酒精(アルコール)分で見ると、酒精一石は清酒六石に等しく、従って酒精一石に水五石を混和するとき清酒と同一の酒精分を有するものとなる。それゆえ酒精に五倍の水を混入しそれに清酒を適当に混和して風味をつければ醸造した清酒と異なることはないとみられていた(「酒精ト清酒トノ關係」(『目賀田文書』2冊―23など)。

(58) 東京衛生試験所が行った清酒試験成績によれば、「現今東京市ニ販売スル廉価ノ清酒中三分ノ一ハ模造酒ト看做スモ過言ニ非サルヘシ」と

いう状態で、この「人工加味増量ノ模造酒ト純粹醸造ノ清酒ト區別スルハ最至難ノコト」であったという。『官報』三〇二四号、明治二六年七月二八日。

(59) (56)に同じ。

(60) 「酒精専売ニ関スル件」(『目賀田文書』2冊124)、「酒精専売論ニ対スル意見」(『目賀田文書』2冊125)。

(61) 「臨時全国酒家連合会」(『醸造新報』第四七号、明治二九年一月二五日)。第二種(濁酒)、第三種(焼酎、酒精)についても五石以上の造石高制限を要求していたが、これは認められなかった。

(62) (56)に同じ。

(63) (37)に同じ。

(64) 保証物の種類は、土地、建物、国債、地方債、優良株券などであり、このうち、土地が金額的にも大きな比重を占めていた。尚、この事実から酒造業者の土地集積は明治二三年に始まった納税保証制度によって進められたものであり、この制度が、「清酒製造業者の寄生地主化を進めさせる一大要因となった」との指摘もされているが(桜井宏年『清酒業の歴史と産業組織の研究』三二頁)、もともと酒造業が広い敷地と建物(酒蔵倉)がなければ経営できない事業だけにこの制度の創設を契機に土地集積に向ったとは考えられず、この見解は、大いに検討の余地がある問題と思える。

(65) (40)に同じ。

(66) これよりさき、明治三〇年一〇月には、酒造税法施行規則が改正され(勅令第三八四号)、保証物の建物は酒類製造場内のもので認められるようになり、また、土地の保証価格は、従来の「土地台帳ニ登記シタル地価」より、「税務管理局長ノ認メタル時価十分ノ八」に改められた。これらは大阪の酒造組合などが酒造組大会に提出していた建議案を政府が採用したものであった。

(67) この間の事情については離五郷の要望をも含めて神戸税務監督局編纂『統灘酒沿革誌』六〇頁以下を参照せよ。

(68) 「第一五帝国議會衆議院酒類造石税納期改正ニ関スル建議案委員会會議録(筆記)第一回」。

(69) 明治二四年三月の法律第二号によれば、田租の納期の最終第六期は、五月一日(同日)であり、明治四三年、地租条例が改正されるまで総ての納期についてなんらの変更もなかった。因に、この改正によっても、最終納期日には全く変化がなかった。『明治財政史』第五卷、八五頁。『明治大正財政史』第六卷、七四一頁。

四 酒税増徴をめぐる租税問題

日清戦後の三回にわたる大規模な増税を通してわが国の租税構造は間接税優位の構造に移行した。直接税優位の構

造を間接税優位の租税構造へ転換させた主要原因が他ならぬ酒税の増徴にあったことは既にふれたとおりである。ところで、この酒税を中心とする間接消費税の増税が租税構造をしいに間接税中心のものへ移行させたことを指摘し、それがもつ問題点に接近したものに『東京経済雑誌』があった。同誌は、その際、特にこの酒税増徴問題を通して当該問題点を剔出して、まず、同誌の酒税増徴に対する見解から検討することにした。

世論の多数は、酒税の増徴に賛成であったことは先述したが、『東京経済雑誌』は、戦後第一回の増税は戦後の経営上やむをえないものとみていたものの、第二回の増税に対してはそうした世論の動向とは逆に増徴反対論を展開したのである。しかして、その反対の論拠は次の四点にまとめることができる。

(一) 間接消費税としての性格、(二) 徴税を含めた実際上の問題、(三) 増税目的との関連、(四) 地租との関係。

(一)は、もっとも理論的かつ基本的な根拠であって重要な論点を含むのでのちにふれることにしたい。

(二)は、消費税が高すぎるときは通脱が生じ、代用品が製造され、外国より類似の商品が輸入されることになる、という内容である。具体的にいえば、法外な高税は、脱税を奨励することとなり、このため営業用、自家用をとわず密造する者が続出し、しかもそれを取締ることは不可能であるし、一方、酒精の輸入を増加させ、それはまた清酒密造にも通ずることになり、他方では麦酒や葡萄酒を飲用することもまた増加するであろうということを意味していた。⁽¹⁾

第一回増徴によって酒税はすでに限度に達しており、これをさらに増徴することは極めて困難であるという認識がこの背景にあった。

(三)は、特に酒税の増徴のみに限られたことではないが、増税の可否はそれを財源とする歳出の当否いかんにあるというものであって、不要不急の事業や保護政策のためであるなら増税は認められないとする。『東京経済雑誌』にあってこれらの事業、政策に該当するものとされているのは、陸軍費、台湾経費、農工銀行補助、保護金の下付などで

あり、これらの経費を節減、削減、廃止しない限り増税を行ってはならないというものであった。商工業者のイデオログである田口卯吉は、「余は敢て絶対的に増税に反対するものにあらず、然れども僅に二年度内に於て同一の事業に対し、五千二百万円の増税を要求するは其予算の太だ軽忽なりしを知るなり、故に余は茲に増税を承認する前に於て先づ歳出を節減するの責任あることを信ず」と述べ、財政当局者に対する不信を隠さなかつた。⁽²⁾

四は、二大国税のひとつ地租の増徴との比較において論じたものであって、主に田口と地租非増徴の急先鋒、谷干城との論争の中で展開されていたものである。田口は、酒税の増徴と地租の増徴のどちらが細民重課になるかという観点から両者を比較し、地租の増徴は少数の大地主の負担に帰するのに対し、酒税のそれは多数の細民の負担になりその細民への影響はとうてい地租増徴の比ではないとして酒税増徴を不可としたのである。谷が、酒、煙草、砂糖は日用必需品ではなく、貧乏人はこれらを飲食しなくともすむのだし、直接税たる地租と比較するのはそもそも不適当であると反駁すると、田口は、仙人ならいざしらず俗人の人生はたんに飯と水とがあれば足りるというものではなく人生の幸福にとってこれらの消費が必要であるのは多弁を要しないと反論し、さらに、谷が欧米では消費税が税の中心であると説くのに対しては、欧米では消費税が高すぎて貧富がその差なく殆ど同額の税を払うために貧民は益々貧しく富民は益々富むようになったのであるから、このような消費税制を断じて模倣してはならないと言いつつ⁽³⁾

さて、以上のような反対理由の基底には、(一)のような理論的見地からする反対論があった。『東京経済雑誌』は、酒税増徴の問題を酒税の間接消費税としての性格や直間比率の観点から正面きつて捉えようとしていた。そこには他にはみられない問題意識があったのである。以下、同誌の提示する論点をやや詳細においていくことにしたい。

同誌にあって、この日清戦後の時期に税制についてもっとも理論的に考究していたのは、のちに、田口卯吉、乗竹

孝太郎の後を継いで「経済雑誌社」の運営にたずさわることになる塩島仁吉(鶴城)⁽⁴⁾であった。塩島は、第一回増税決定直後の明治二九年三月から同年一月にかけて一連の租税論文を発表しているので、現在からみれば必ずしも目新しい論点が多いわけではないけれども、当時の租税論の水準を知る意味においてもここで順を追ってその論点を明らかにしていくことにしたい。⁽⁵⁾ 同誌の酒税増徴反対論は、彼の租税に関する理論的検討とほぼ同じ論拠によって展開されていると思えるからである。

塩島はまず租税の定義から始める。ここでは特に明治一〇年代に田尻稻次郎らによって紹介されたフランスのルロア・ポーリユー(Leory-Beaulieu)⁽⁶⁾など当時日本に紹介されていた多数の経済(財政)学者の説を紹介しつつ、いわゆる租税根拠論としては、租税利益説(租税保険料説)的な見方をしりぞけ義務説的な見方をとっている。「租税は政府一切の費用に充つる為国家の法令を以て被治者の義務として賦課増収せらるゝ貨幣産物若は労力なり」。

租税を納めるのが被治者の義務であるとすれば、その義務を公平に課すにはどうすればよいか。これが次の問題となる。塩島は、公平に租税を課せんとすれば人民の資力——それが資産を意味するのか所得を意味するのかは必ずしも明確ではないにしろ——に応じて賦課することを原則とせざるをえないとし、その場合の税率はいかにあるべきかを比例税、累進税について考察する。既にわが国では明治二〇年から所得税が導入されており、当初は百分一、三の軽度な(全額)累進税が実施されていたが、この制度を引き合いに出すなどして累進課税方式を論じ、ポーリユー説に従ってこの方式が公平な租税賦課法であるという説に対しては、それは情実に基づくものであって感情においてはさざるを得ないものといえるかも知れないが「正理」によって立つところは少しもないとする。累進税率は、これほどのように差等し税率をどのように刻むか、どこでこれを止めるべきか、最高税率をどこに設定するのかということに一定の根拠がなく、全くの臆測に基づいているからというのがその主な理由であった。また、富者が少数で貧者が

多数を占めているような状態にあっては、累進税率を適用して富者に重課して貧者に軽課するのでは多額の税収を得ることができず、財政上においても決して得策ではないとしていた。⁽⁷⁾これに対して、租税を賦課して公平を得んとすることは非常に難かしいことではあるとしつつも、比例税は、人民の資力に応じて均一に租税を賦課せんとするものであってこれ以外によるべき税率はないとする。塩島は、この論拠をアダム・スミスの租税原則の第一原則、いわゆる公平の原則に求めている。最も公平な税は能力に比例し収入にできるだけ比例した税でなければならぬとしてミスが比例税率をよしとしていたと解釈して、それをそのまま援用していたのである。⁽⁸⁾

次いで塩島は、直接税と間接税の分類基準、それぞれの長所、短所につき四回連続の論稿で問題点を整理している。まず、両者を学問上、政治上の二つに区分し、政治上における租税の類別は学問上の原則よりもむしろ実際上の便宜に基づくものであって、それは各国各様であり共通の定義をくだすことは到底、困難であるとみている。確かに、塩島の指摘のように、わが国において直接税、間接税を区分した濫觴である明治二十二年七月の大蔵省告示第九五号や、衆議院議員選挙法及び貴族院令において直接税と称する種目を規定した明治二十二年三月の勅令第四一号にしても、⁽⁹⁾大蔵省もその類別が「全ク公民権付与ノ政策上ヨリ出タルモノ」、「多少選挙権等ニ関係ヲ有セサルヘシ」と認め⁽¹⁰⁾ており、その意味では全く便宜的なものであって区分基準も不明であり定義の共通性をもちえるはずがなかった。一方、政治上の租税類別が本来基づかなければならない学問上の原則は、ポーリューのような立法者の租税賦課の意志と租税負担の帰するところによって直接税、間接税の類別をする者や租税賦課の方法によって類別する者、課税物件の性質によって類別する者などに分かれるとみていた。そして、要するにこのような学者の説が一致しないところのみられるように学問上においても多数の租税をこの二種類に分類し、その誤謬なきを期するのは甚だ困難であるとしながらも、彼は直接税、間接税を一応次のように定義している。「学問上に於ても最初に租税を賦課せられたる者其

の終局の負担を引受くるとき、即ち直接に之を負担するときは直接税と曰ひ、最初に租税を支払ひたる者更に之を他人に転移するとき、即ち間接に之を負担せしむるときは間接税と称するを以て直接税及び間接税の定義と為すべきなり。

このような分類規定を行ったのち、直接税、間接税の長所・短所は何かを次に問う。この個所では彼がそれまでもしばしば引用しているポーリューの説を引き合いに出しながらそれぞれの税の特性を究明している。まず、直接税が間接税に優る点から入る。

第一は、「直接税は租税の均一を得るに近し」。この意味は、直接税は納税者の財力に応じて賦課するゆえ、消費もしくは行為によつてはじめて租税を負担する間接税に比すれば公平であるということである。もっとも、「所得税及び営業税の如きは、到底納税者の真所得真利益を知るを能はざるを以て、直接税と雖も實際公平を得るのは至難なり」と謂はざるべからず」と付け加えている。両税の当時の日本における現状が背景にあったものと思われる。

第二に、「直接税は徴収量少なし」。第三に、「直接税は善良なる公民たるべき本分を發揮す」。直接税は、直接に納税者が負担するものであるので納税者はいきおい国家の財政に注目せざるをえず、従つて、善良なる公民たるべき本分を發揮するの効力がある。これに反し、間接税は、「貨物」の代価中に包含せられて他に転移せらるるによりその負担者は往々これを覚知せず、従つて、公共の事に関し不注意・無頓着になる恐れがあり、と解釈している。いわゆる税痛を通しての納税者意識の覚醒の有無を問題にしていたのである。

次に、反対に、直接税が間接税より劣っている点を、これまたポーリューの所説に依拠して説明する。

第一に、「直接税の賦課徴収法は完全ならず」。納税者の申告による賦課はその申告が正確でない恐れがあり、政府の定めた標準によつて納税者の財産もしくは所得の多寡を定めることは画一的で実際には適用し難いし、官吏に委任

して賦課徴収を行うことにすると過重の租税を取り立てる弊害を生みやすい。もつとも、完全無欠の賦課徴収法はひとり直接税のみならず間接税にもまたないという。

第二に、「直接税は貧民に課するを難し」。直接税は、間接税のごとく「貨物」の代価中に包含せしめて知らず知らずの間に租税を負担させてしまうのに比べて貧民に課すことは難しい。しかし、間接税負担が貧民にまで帰するのはむしろ間接税の欠点であることも同時に指摘する。

第三に、「直接税収入増加の割合は遅緩なり」。人口繁殖し国財増進する国においては税収は漸次増加するはずであるが、しかし、直接税は、間接税の収入増加に比すればその割合が遅緩であり収入の屈伸力は直接税にもないわけではないが、到底、間接税におけるごとく顕著なものではないとみている。

他方、間接税の側から両者の有利不利をみると、間接税が直接税に対して劣るところが逆の場合よりはるかに多いとポーリューの他にイリー^(II)(Ely)などの説を引用しながら五点にわたって説明している。ここでの指摘は特に重視すべきところである。

第一に、「間接税は租税の均一を得るを難し」。既に直接税の長所の第一点でもふれているものであり、消費に課する税とは「貨物」に課す諸税であってそれが納税者の財力に比例しない例としてわが国の酒税を一例に引いている。「現今酒造税は一石に付金四円(改正酒造法は七円)にして池田伊丹の最上等清酒も、水気多き下等の清酒も其の税率は同一なるを以て、貧民は下等の清酒を飲むと雖も、其の負担する税額は上等の清酒を飲む富人と同一なるべし」。

第二に、「間接税は徴收費多し」。これも直接税の長所の第二点目で既にふれているものである。ポーリューが間接税は直接税に比べると詐欺が行われ易く、これを防止しようとするとな数の收税官吏が必要となると述べている個所を引用し、またイリーが間接税はスミスの租税原則の第四、いわゆる徴稅費最少費用の原則に背く租税であって実に

濫費多き租税であるとしている説を引用して説明にかえている。

第三に、「間接税は商業を妨害す」。第二の特徴と関連しているもので間接税の徴収ははなはだ困難であるゆえ、いきおい厳密な法令を設けて営業に干渉することになるというものである。

第四に、「間接税は人為を以て商工業の位地を配賦するの傾向あり」。これは間接税の一種である関税に關係するものであって、税関設置の場所が貿易の中心地にならざるをえないということだけのことであり、他の特徴に比べて大きな意味をもつものとは思えない。

第五に、「間接税は商工業の独占を奨励するの傾向あり」。間接税は、逋脱の恐れが最も多いが為めにこれを防止しようとして身元保証金等の制度（酒税における納税保証制度をみよ）を設ける場合、その保証金額が過多なる時には小商工はこれを納められず、大商工によって圧倒されてその営業を独占されかねないと指摘する。

塩島は、総じて間接税の長所というべきところは殆どないとみていた。しばしば彼が引用していたボーリューの説もそのまま是認していたわけではなく、特にボーリューが間接税の長所とみていた諸点（直接税の短所としてあげた三点をいわば逆転したもの）に関してはことごとく否定していた。租税を貧民に負担させれば彼らを益々貧困化させ、租税の均一を得難き間接税をもって租税の均一を得るに近き直接税への偏重の弊を矯正しようとすることは却って不平を拡大することにもなりかねない。⁽¹²⁾ また、間接税が収入に屈伸力があることはまちがいないことであるけれども、逆に、にわかになそれを減少した場合は歳入に不足を生じざるをえないというのがその理由であった。

一連の租税論文の最後に、塩島は、租税を賦課徴収する上での条件について論じ、スミスの第一原則、いわゆる公平の原則にふれている。彼は、この原則は理論上の原則であって実際において課税の平等を実現させようとしても到底、人為をもってしては不可能であり、課税平等原則に立脚するがため各国はそれを実現すべく種々の間接税を課し

てしまい、その紛乱をもたらしたとみる。それゆえに、むしろ課税の平等を租税原則より除去する必要があると思わないわけにはいかないと結論する。この見解は、当時、各国において間接消費税がいり乱れて実施されていた事実をその背景にもっており、直接税において課税の平等を保障する徴税上の機構、税務行政が未発達であつて所得の把握が極めて困難な状態にあつた時代を色濃く反映していたとみてよいだろう。導入されてまもない所得税に対する見方にもそれが表われており、もし課税の平等が直接税において実現できるのなら種々の間接税が乱立されることもなく、従つて、このような結論にいたることもなかつたと思われる。すなわち、換言すれば、塩島が公平の原則を根本から否定していたとは考えられないのである。既にふれたように、塩島は間接消費税については概して否定的であり該税において課税の平等を実現することは不可能と考えていたがゆえに上述の結論になつたと考えられるからである。

さて、以上のような理論が『東京経済雑誌』の税制に関する基本的な共通の思考枠組みになつていたとみてよい。⁽¹³⁾ これらを中心にして現実の酒税増徴が裁断されることになる。

例えば、松山忠二郎は、第一回増税後の明治二十九年一月の論説において、「戦後経営」の齟齬に原因する歳入補填策＝増税の計画がいずれも税源をあさるに急なるがため、「課税上最も注意を要すべき負担の公平如何を顧るの違なきが如し」と嘆き、社会に発表された「時事新報」などの種々の歳入方案が酒税などの間接消費税に偏つており、もしそれが実施されたら殆ど不公平の頂上に達するとみていた。⁽¹⁴⁾ 松山は、さらに直間比率を検討し、明治二八年度では直接税と間接税の比率が五対三弱であつたものが、同二九年には「戦後経営」のため五対四強となり、もし、論者の意見に従い間接消費税を増徴すればその比率は五対六になつて、「今後は富者の税は五円にして、貧者も与に負担すべき税は六円となり、二八年度に比して二倍の増加を為すの比例となる、豈に不公平と謂はざる可けんや」と述べ、「去れば第九議會に於て既に一方に偏したる間接税の増加と権衡を得んか為め、余輩は将来の財源を直接税中に求む

るの至当なるを信ずるものなり」と結ぶ。以上の指摘は、のちにあつてもしばしばくり返されていた。租税が負担者の所得に比例すべきか、あるいはまた累進して所得多ければ比較的多くの割合を徴収すべきかの問題は——塩島の考えとはこの点異なる——しばらく措くとしながらも、「兎に角所得多きものは其少きものより多く租税を納めざる可らざるは自明の理なり、即ち車夫馬丁の如き貧民より岩崎、三井等の富豪は多く納税するの義務あるとは論を俟たず」、然るに消費税たる酒税などはこの定則に反するとする⁽¹⁵⁾。ここから、「租税中消費税最も多き国は最も多く貧民を虐げ其少きものは之れに反するものなり」という結論が導き出され、従つて、酒税増徴を唱える「時事新報」や『東洋經濟新報』らは、三井、岩崎の富豪も車夫、馬丁の貧民も同じく頭割りに負担するあたかも人頭税の如きものを増加しようとしているものであつて、税法を不公平なものにするものと強く批難する。一般に直接税に比べ間接税は逆進的性質をもっている点が強調され、この見地から酒などの間接消費税増徴の不可が説かれていたのである。直間比率についてもその後も問題にしていた点⁽¹⁶⁾は注意しておいてよいだろう。第二回増税実施後、間接税優位が決定的になつた段階において、「今や間税は大に重要な度を高め来れるを見る、是れ果して適當なる税種の分配なりや否や、吾人疑なき能はず」と間接税偏重の税構造を批判していた。ここには明らかに直間比率の検討から公平な税構造か不公平なそれかを判断する観点がみられたのである。

ところで、いうまでもなく直間比率にあらかじめ想定された理想的な数値があるわけではない。それは税構造の一面を示すものであつても国により時代により、あるいは国民所得のあり方などにより異なるものであろう。しかし、徴税機構の未整備、税の執行面における不公平などをひとまず措くとして、租税制度においてあくまで租税負担上の公平原則を貫徹しようとするならば、逆進的性質をもつ間接税を減少させ直接税を増加すべきことは理論的には明らかであらう。『東京經濟雜誌』が、酒税増徴を中心とする間接税の増徴を掘り下げて問題にし、それがわが国の税構

造の間接税優位への転換をもたらしたと捉え直間比率の検討からその増徴のもつ意味をさぐり、租税負担をあくまで最終負担者（消費者）の問題として把握して公平な税制を実現していくためには直接税の比率を高めるべきだとしている点は、たとえそこに幾分、素朴な論理がみられようとも十分に注目し値いする見解であると思われる。尚、酒税増徴反対運動を行っていた酒造組合の中にも消費増徴、直接税に比較しての消費税の比重の高まりが「公平ノ原則」に反すると指摘している組合があったことも記憶されるべきことであろう。⁽¹⁷⁾

これに対し、『東洋経済新報』などはどちらかといえばもっぱら徴収する方の論理を優先して増税問題を捉えていた。殊に『東洋経済新報』は、地租と酒税とではどちらが増税に適しているかという観点からのみ問題を捉えており直接税と間接税のどちらが適当かといった視点はなかったといつてよい。⁽¹⁸⁾ 中央経費の財源はなるべく消費税に求め地租など直接税を地方政費に移すべしとの持論がその基底にはあり、資本収益を奪わずに歳入を増加するには消費税以外にはないから経常国費の増加に対しては消費税↓収益税↓資本税の順で賄うべきとしていたのである。⁽¹⁹⁾ もっとも、一方で税源の涵養を説いており、単にやみくもに酒税増徴を唱えていたのではなかったことは先述したとおりであるが、基本的には酒税を、「永遠の良税」、「文明的の税源」（天野為之）と捉え、その増収を過大に見積り、その増税が租税構造上にもたらす意味などには全くといってよいほどふれていなかった。

極端な酒税増徴を唱えていた「時事新報」は、それゆえにある意味では主張点が明確であった。同紙によれば、直接税を重視するという考えは負担の不公平を免かれようとするところみであつて、それは西洋諸国一般に行われている学説であるが、これは全く無用の考えであり、一方に酒税増徴の余裕が十分ある場合にはことさら苛細な直接税（所得税・営業税など）の増徴を行うことは決して良策ではない。そもそも、西欧諸国において直接税を増加して負担の不公平を補わんとしているのは、要するに、従来、間接税率を増加しつくし増徴の余裕がなくなつたためであるという

ことになる。⁽²⁰⁾つまり、換言すれば、わが国のごとく酒税はじめ海関税その他の間接税に増収の見込みがある場合、みだりに西洋諸国の事例にならって直接税を増徴するのは決して課税の公平を得る策ではないばかりでなく、かえって世間の不人望を招き、それが苛細なる税ゆえに十分の収入を得ることが難かしいと主張するものであった。

この論旨は、『東京経済雑誌』のそれと全く正反対のものといつてよいが、⁽²¹⁾確かに、導入されてから一〇数年しか経ていない所得税や、明治二九年、地方営業税のうち一部が国税に編入されたばかりの営業税は未だ多くの税収をあげるにいたらなかった。所得税は、特に三二年に所得税法が改正されるまでは徴税機構の未整備や課税負担の不均衡（個人企業と法人企業）などがあつて矛盾が露呈してきていたし、⁽²²⁾一方、営業税も、「妨業税」、「変態の献金」、「ダロウ税」などといわれ、その外形標準主義による課税に批判が集中していたはなはだ不人気な税であつた。⁽²³⁾そのような事態をふまえれば、直接税の重視が課税の公平をもたらすことにはならないという論理も現実的には一応の根拠をもつたものであつたことは否定できないであろう。しかし、同紙の発想の基底には、税の余裕があり取り易いところから取ればよいとする考えが濃厚であつて、必ずしも直接税が課税の公平を保障しないからという理由に基づいて酒税の増徴を唱えたのではない。このことは第三回増税を前にしての「社説」において、人民の負担は公平でなければならぬといふ議論を「書生の空論」とかたづけ、「一挙大ニ取り易きの税源に取るこそ税略の当を得たるものと言はざるを得ず」⁽²⁴⁾と断言して憚らなかつたことからもうかがうことができる。

営業税法改正運動に取り組んでいた東京商業会議所は、明治三〇年一〇月、「税法革新ノ意見」⁽²⁵⁾を大蔵・農商務両大臣宛に提出していた。この中で同会議所は、租税は国民の勤勉労働そのものには課税してはならず、その結果たる富、即ち財産に課すことが根本であると捉えた上で、税目は徴税し易く税収大にして国民一般が負担するものを選びべきであつて、この要義に合致するのは地租、関税、酒税、煙草税の四大税だとみていた。一方、営業税、所得税な

どの「苟クモ国民ノ勤勉ニ課税シテ其起業心ヲ阻喪シ、一國産業ノ發達ニ害スル煩瑣ノ諸税ハ一切之ヲ廢止スルアラ
ン乎」と提言していた。その強調点は、地税の改革、地租の増徴にあったけれども、しかし一方、酒税など間接税の
増徴に反対する理由もなかった。これまでふれてきたこととは異なり、地租増徴賛成派が必ずしも酒税増徴反対派で
はない例がここにみられたのである。それは増徴によって民業が萎靡することを恐れた商業会議所に結集したブルジ
ヨアジーの利害が直接反映された意見であり、またその限りでの税法改正意見であって、税法の革新は、「国民ノ負
担ヲシテ公平ナラシメサルヘカラス」と述べながらも、これがなぜ四大税の増徴に結びつくかが明らかでなく、直接
税、間接税の区分による理解も全くみられないものであった。

ところで、政府、大蔵省は、これまでのところから明らかなように、一般に租税の性格として好ましいものとして
徴税上の便宜のよいもの、税收の多いもの、確実なもの、将来發達の見込みがあるもの、事業を損なわず影響する範
囲がなるべく普遍的であって限定されないものなどをあげており、増徴種目に酒税を選んだ理由としては、速やかに
多くの増徴収入をあげることができることの外、酒が生活必需品ではなく奢侈品であること、酒税が間接税ゆえ転嫁
して酒造業者の負担とはならないことという二点を特に強調していた。酒が奢侈品であるかどうかは措くとしても、
確かに、酒税（清酒造石税）は、その納税義務者は清酒製造業者であり、その担税指定者（租税負担者）は清酒の消費者
である。従って、酒税は醸造業者より消費者に前転することが予想されているものであるが、⁽²⁶⁾しかし、実際は増徴しや
すく多額の増徴収が期待できるから酒税が選ばれたのであって、転嫁云々については表向きの理由であったとみてよ
い。増徴は、その法案が帝国議會を通過しないかぎり成立せず、そのような政治的プロセス抜きには考えられない以
上、抵抗が少なく議會通過が簡単な税目が選択されるのは増徴を行う政府、大蔵省の例からすれば当然なことである
のかもしれないが、このようないわば取り易いところから取るという論理が先行することになると、このことによつ

てもたらされる租税構造の変化、それにとまらう課税上の公平の問題などが必然的に無視ないし軽視されてしまうことになりかねないことはいうまでもない。増税を計画・実施する際の政府や大蔵省の配慮の範囲は、せいぜい消費を減少せずにその税率を増加する上で造石高を減少させないようにするためにどうすればよいか、すなわち、税源をいかに涵養すべきかというところまでであり、しかも、その税源涵養もあくまで税収増を確保できる範囲までのものであってそれ以上でも以下でもなかった。この点は、酒造業界の要望を受け入れ法改正などを行った時にあくまで酒税の安定的捕捉の見地からそれが行われていたことからみても明らかなことである。自家用酒の製造禁止にしても造石制限や納税保証、組合の法制化にしてもそれらが零細業者の抑圧、淘汰、生産者の集中につながり、安定的な税収の確保にとって好ましかったからに他ならない。このように、常に徴収する方の論理が優先されていたのであるけれども、他方、大蔵省にも一人当りの租税負担額の観点から増税問題を捉えようとする視点はあった。

例えば、大蔵大臣松方正義は、第一回増税前の明治二八年八月の「提議」⁽²⁷⁾において、二八年度の一人当り「内地税」の負担額は一円五八銭であり、これは欧米各国に比べると頗る軽微であって、今後、漸次増税が実施され一人当り二円ないし二円五〇銭の負担となっても決して民力の負担に耐えられないことはない⁽²⁸⁾と建議していたし、大蔵省主計局長阪谷芳郎も、明治三〇年一二月の講演の中で、現在一人当り負担は三元程度であるが、財源不足を補うためにこれになお五〇銭を増加する必要があり、⁽²⁸⁾「我邦ノ三元五十銭ノ負担ハ極メテ輕キ所ノ負担ト謂ハザルベカラズ」と増税の余地があることを説いていた。

しかし、このような国民一人当りの負担額といういわばマクロ的視点に立つ検討も、全く無意味ではないにしろ、これのみでは増税がどのような階層の負担になるのか、税の公平は保障できるのか否かといったことを明らかにすることはできない。以上より考えるならば、酒税を中心とする日清戦後の増税が必ずしも租税構造論から理論的に考え

られた結果実施されたものではなかったといわざるをえないのである。

酒税をめぐる税制理論上の問題にはもう一つの重要な争点があった。従価税問題がそれである。この問題は既述のごとく酒造業者自体がある程度はやむなしと諦観していた第一回増税時には特に争点になることはなかったが、一石七円から一二円に増徴された第二回増税時に表面化し、第三回増税の際にも引き続き争点の一つとなっていた。これは酒造組合内部の不統一の一表現として現われたものであり、重税感が大きな争点としてこの問題を浮き上がらせたこともさきにみたとおりである。

従価税に関する政府等の見解は一言でいえば徵税上、煩雑ゆえ採用できないということにつきるが、その理由をやや詳細に説明している議會用答弁書⁽²⁹⁾によって従価税方式採用不可の論理にふれておきたい。これによれば、公平の観点からみれば従価税も一概に否定することはできないけれども租税の制度は種々の点より考察しその得失を判断しなければならぬ。課税は公平でなければならぬとするのは当然であるが、これと同時に徵収が簡便であり徵税費が少なく脱税者もあまり出ない税が好ましい。内地製造税のごとく製造場より直ちに販売する物品に従価税を課すときは物品の鑑定、その出入、帳簿の記載、買主の受領証など種々の点において取締りをしなければならず、そのため従量税と比較して徵税人を倍加する必要がある。従って徵税費も倍加する。酒税も当初は小売税——例えば、明治八年の酒類税則によれば醸造税は酒類売捌代価の一〇分の一——であったから従価税であったともいうことができる。しかし、この小売税は、多額の徵税費をかけたにもかかわらず脱税が多く徵税の目的を達することができず現行の造石税に改めたという経緯があり、再びこれを従前の状態にもどすことには同意できない。特に酒類のごとくその価格に種々の相違あるものに対し従価税を適用しようとするれば、鑑定がその当をえないと却って権衡を失うことになり公平を図ろうとして却って不公平に陥ることになってしまう。以上が反対の論理であった。

確かに、従価税は、課税標準の算定などが必然的に煩瑣となり、また、酒価の上昇と共に税も増加することになるので特に税率が高い場合には酒価への転嫁が難かしくなる恐れがある。しかし、酒類の価格に種々の相違があり、しかもその価格差が大きいからこそ従量税方式では問題が起るのであるし、なんといっても従価税方式は負担の公平を確保する上では優れている。従量税が課税標準の算定などにおいては簡明であり収入が比較的安定する反面、酒類の価格差が大きい場合には負担の不公平を生じ価格の上昇ともなつて負担水準が低下するという難点をもっているとは極めて対照的である。

担税力による負担の公平をはかる上で従価税が優れていることは理論的に明らかであるが、しかしながら、理論的に公平でありさえすれば徴税上の便宜など他の要因を総て無視してもよいという結論にはならないことも当然なことである。徴税上の便宜なども十分考慮されてしかるべき要件であろう。理論上の公平が實際上・現実上の公平に必ずしも結びつかず、理論的には公平であっても実際上は徴税が困難であつたりして不公平を現実に生じることがしばしば起るからである。

けれどもこのことは、政府の見解のごとく、公平の確保と徴税上の便宜とを同列に置き、いわば同次元の問題として論じることが正当化されるものではない。負担配分に関する原則を徴税技術上の条件と同列に置くことは後者が前者の公平原則を実現させる一条件にあるにしても適當ではない。殊に灘の上酒と東京地廻りの下酒との価格差が二倍から三倍もあるような場合、徴税上煩瑣であるからという理由を最大の根拠として従価税の採用を拒否し負担の公平を無視することは大きな問題であるといわざるをえない。なによりも徴税上の便宜を優先する考えは概して増税し易いところから増税するということになりかねないからである。実際、これまでの検討からも明らかかなように政府の増税政策上にあつては負担公平確保の原則は殆んど眼中になかつたといつても決して過言ではなかつたのである。

- (1) 例えば、田中穂積「酒税の増加は断じて不可なり」(『東京経済雑誌』第九〇二号、明治三〇年一月一三日)。
- (2) 田口卯吉「財政整理意見」(『東京経済雑誌』第九〇六号、明治三〇年二月一日)。田口が、財政紊乱の病源は過大な軍備拡張にありと捉え、特に力を入れたのが軍備縮小、就中、陸軍の縮小であったことはよく知られている。田口は、このため陸軍二個師団の削減等を要求して明治三〇年一月、島田三郎らと共に「財政整理期成同盟会」を結成した。
- (3) 田口卯吉「谷將軍の再非地租増徴を読む」(『東京経済雑誌』第九四四号、明治三一年九月一〇日)。もっとも、田口は、第一三帝國議會衆議院本会議での地租増徴賛成演説においては次のように述べていた。すなわち、間接税の比率をなるべく多くするという議論はヨーロッパでは「今既に、頽れて居る議論」(傍点—引用者)であって、これを日本に持ち込むことは「即ち誠に旧説を主張して日本の社会をして益々貧富の懸隔を甚しくならしめることを目的とせらるゝ議論と思はれる」と述べて説明を要更していた。『大日本帝國議會誌』第四卷、一六九五頁。
- (4) 杉原四郎『日本經濟思想史論集』一九八〇年、一五七頁。尚、塩島には柳沢泰爾との共編書、『廿七八年戦役後之財政及經濟』明治三六年、經濟雜誌社、がある。本書は日清戦後の各内閣の財政計画、増税計画にふれており参考されるべき文献である。
- (5) ここで検討する鶴城塩島仁吉の論稿は以下のとおり。「租税の定義を論ず」(『東京経済雑誌』第八一六号、明治二九年三月一四日)、「比例税及び累進税を論ず」(同、第八一九号、明治二九年四月四日)、「直接税及び間接税を論ず」(一)~(四)(同、第八四五号~第八四八号、明治二九年一〇月三日~一〇月二四日)、「租税賦課徴収の要件を論ず」(一)~(三)(同、第八四九、第八五二、第八五三、第八五三、第八五三、明治二九年一〇月三日、一一月二二日、一一月二八日)。
- (6) Pierre Paul Leory-Beaulieu についてはさしあたり大淵利男『明治西歐財政学摂取史』一九八一年、五〇~五二、三九三~四三八頁などを参照せよ。尚、塩島の租税論は主にポーリューの『租税論』(明治一五年一月大蔵省租税局訳。再版は明治一九年五月刊行)に依拠し、多分にその影響を受けていたものと思われる。
- (7) 以上のような見方は、ポーリューの自由主義的市民的立場からの累進税反対論を基礎としていた。しかし、明治三〇年頃の財政学教科書は、概ね累進税を租税の公平の原則の実現として支持するにいたり、明治三〇年代には累進税の支持は学会のほぼ通説となって社会政策的見地から所得分配の公正を図ることが考慮されるにいたったといわれている。この点、神戸正一「日本財政学史の一節」(『東京帝國大学学術大観』(法学部・経済学部)一九四二年)を参照せよ。
- (8) 明治期におけるスミスの租税第一原則の解釈については、山崎恰「明治・大正期におけるスミス租税第一原則解釈の諸類型——ひとつの接近」(『香川大学経済論叢』三九卷二号、一九六六年)、同「明治期におけるスミス第一原則の解釈について——ひとつの試論」(『図書館学とその周辺——天野敬太郎先生古稀記念論文集』一九七一年)を参照せよ。
- (9) 明治二一年の大蔵省告示第九五号は、同年法律第一号による市制町村制の規定「現行ノ租税中此法律ニ於テ直接税又ハ間接税トス可キ類別ハ内務大臣及大蔵大臣之ヲ告示ス」(市制一三一条、町村制一三六条)に基づき内務及び大蔵大臣によって告示されたものであり、国税では直

接税を地租、所得税のみとし、他は総て間接税とした。さらに、明治二二年の勅令第四一号は、同じく直接国税を地租、所得税の二税のみとしていた。

(10) 『松方文書』32冊—4。尚、この文書は「直間税ノ區別ニ関シテハ独り学説ノミナラス各国ノ規定上ニ於テ毫モ一定セルモノナシ故ニ別段引証スルノ必要ナケレトモ今區別ノ目安ヲ列挙スレハ左ノ如シ」として学説上、實際上の区分の目安を次のごとく記している。

- 一、主トシテ納税人ニ負担セシムルト否ト
- 二、課税ノ確定セルト否ト
- 三、物件其物ニ課セント否ト
- 四、取扱上検査ヲ主トセルト否ト
- 五、右ノ外全ク便宜ニ拠リ定ムル

学説

しかしして、これらの目安中、学説にかかわるものでは第二のものをもっとも精確であるとする。

(11) Richard T. Ely はウィンスコンシン大学教授。大淵利男、前掲書、四七六頁。

(12) 当該個所の租税局訳文は以下のとおり。「元来重斂ノ直税ヲ課スルニ到底偏重ノ弊ナキ能ハス然ルニ間税ナケレハ之ヲ相平均スルノ路ナカラシ」。前掲、ボーリニュー著、大蔵省租税局訳「租税論」上巻(明治一九年再版)、三〇四頁。

(13) 塩島の論稿のあとに田口卯吉も「間税其一」「間税其二」なる論説を執筆しているが、内容は基本的には塩島と殆どかわらなかつた。『東京経済雑誌』第九〇一号、第九〇二号、明治三〇年一月六日、十一月三日。

(14) 松山忠二郎「酒税増課論者は負担の公平を顧みず」(『東京経済雑誌』第八五二号、明治二九年一月二一日)。

(15) 松山忠二郎「酒税増課論者に告ぐ」(『東京経済雑誌』第八八七号、明治三〇年七月三一日)。

(16) 例えば、白淵生「三年間の増税問題」(『東京経済雑誌』第九六三号、明治三二年一月二八日)。

(17) 明治三〇年一〇月一日付、岡山県後月郡及び小田浅口二郡酒造組合総代による「酒税増加反対意見」(『大隈文書』P. 25)は、「政治上」、「政治上」、「貿易上」、「他物価トノ關係上」の諸点より總括的に酒税増徴反対を唱えていた。それは、政府が酒税を増加してその実収入を得んがために家用料酒の禁止を行ったのは不法であるとするなど極めて正当な理論に裏打ちされたものであった。「公平ノ原則」を根拠とする反対論は、この中で第一の「政治上」の反対理由として述べられているものであって、その内容は(15)の松山論文の一部をほぼそのまま引用したのではないかと思われるふしがあるが、それにもかかわらず、公平の問題を第一に真向から打ち出していた点は貴重である。

(18) 『東洋経済新報』も直接税と間接税との全経常収入中に占める割合が戦後の増税実施にもなつて従来の状態を転倒するにいたつた事実をふれてはいる。けれども、他の諸国(フランス、イギリスなど)においても同じく間接税の比率が高いと指摘しているのみで、そのもつ意味を検討してはいたわけではない。「財政膨張と直税間税の消長」(同、第一七六号、明治三三年一月五日)。

- (19) 「第九議會」(『東洋經濟新報』第六号、明治二十九年一月五日)。
- (20) 「税源選択の順序」(『時事新報』明治三十一年六月二十四日号(前掲『福沢論吉全集』第一六卷、四〇五〜四〇七頁))。
- (21) 日清戦争前、ともに地租軽減反対論者であった福沢と田口が、戦後、軍備拡張の実施にともなって増税が不可避となった時、酒税増徴論者と地租増徴論者との対立となって現われていた。この点、大川政三「日清戦後の財政政策」(『一橋大学研究年報』經濟学研究』第八号、一九六四年)を参照せよ。
- (22) この点、詳しくは高橋誠「明治後期の所得税制」(『經濟志林』第二七卷一号、一九五九年)を参照せよ。
- (23) 營業税法に対する批判については江口圭一『都市小ブルジョア運動史の研究』一九七六年、の特に第一章を参照せよ。
- (24) 「姑息の増税断じて不可なり」(『時事新報』明治三十四年一月八日号(前掲『福沢論吉全集』第一六卷、六七三〜六七六頁))。
- (25) 『淡沢米一伝記資料』第二一卷、二七二〜二七六頁。
- (26) 酒税の転嫁については、時期はやや下るがその統計的研究を行った汐見三郎『日本財政の特殊問題』一九二八年、の特に第三章以下が参照されるべきである。
- (27) 二の(2)所収。
- (28) 阪谷芳郎「明治三十一年度ノ歳計ヲ論ス」(『國家学会雜誌』一三一号、明治三十一年一月一日)。大蔵省の内部資料にも直税(地租、所得税、營業税)、間税(直税以外の税目)別に一人当りの租税負担額を推計した資料がある。それによれば明治三十三年における一人当り国税負担額は三月一五銭強となっていた(『松尾文書』27冊12)。
- (29) 前掲『第一五議會参考書』。

五 おわりに

酒類、特に清酒は、財政物資、大蔵物資として日清戦後の巨額な財政需要を賄うべくおよそ緊急の財政収入の必要時には常にその増税が行われてきた。酒税の増徴は、いわゆる禁止税として国民の保健衛生上、過度の消費を抑制する必要から生じたものではなく、もっぱら財政上の必要に基づいて実施されたものであった。酒税とならば二大税種の一つであった地租の増徴が、帝国議会の議員勢力上、その実現に困難が予想され、かつまたそれが確実ではあるが

法定地価に定率税で構成されているがために、どちらかといえば国民経済の発達や国民所得の増大に硬直的な性質をもち、税收の弾力的収入が期待できない租税であるのに対して、酒税は、確実性の点においては地租に劣るものの一般的に個別消費税の特質である比較的少ない関係者より多額の税收をあげると期待されたのであり、これと共にその増税に関して議会の抵抗が少ないことが予想されたため一大増税種目として選択されたのであった。

この酒税の増徴を可能にした諸要因のうち、酒造業者（業界）の体質と政府の保護政策も重要な要因であった。酒造業者は、元来、代々家業として事業を行ってきた者も多く、しかも業種上、資産家である場合が多いといわれているが、彼らは旧幕時代には酒造株を持ち維新以降も免許制度の下に政府によって保護されていたいわば特権業者であつて、その業界団体の運動もそのことも原因して拡がりを獲得することがなかなかできず、従つて、それがゆえにまた権力に吸着しその保護を求め、増税に対してはその交換条件を提示するという現実的対応に終始したのである。政府もあくまで税收確保の見地からのみ、すなわち、具体的には増税が造石高の減少に繋がらないようにするための税源涵養、酒税保全の見地からのみ当業者の要望を採用していたのであつた。

ところで、増税を實際に意味あるものとするための徴税機構の整備、強化が税制の整理と共にこの戦後の時期に実施されたことも重要である。すなわち、第一回増税時に酒税の増徴と共に登録税、營業税、葉煙草専売を新設し、他方、警麴營業税、菓子税、車税、船税、牛馬売買免許税、煙草税などを廃止してその多くを地方税に委譲して約一四二万円の財源を地方に与える税制整理を行うという租税制度上の大整理を実施した。そしてこれと同時に、内国收税制度及び機関の改革を行い、従来、各府県に收税署を置き府県官である收税長の指揮の下に收税事務が行われていて、收税行政が府県単位に小分化されていたため経費もかさみその取扱方についても自ら異同が生じていたので、増税や新税の創設に対処して收税行政を整備拡張する必要から新たに税務管理局——税務署を置き徴税機構を府県の管

轄から全国的に大蔵省に移す「徴税制度上に於ける一大革新⁽¹⁾」を実施したのである（明治二十九年一月二〇日勅令第三三七号）。

また、明治三〇年三月には国税徴収法が全面改正され、これまで徴収法と滞納処分法が別立ての法律であつてその取扱上繁雑であつたことと、民法が施行され民事訴訟法も実施されたのにもない改正の必要が生じ、徴収法中に滞納処分規定を定めて滞納処分や債務の強制執行などを実態にあわせて整備された。さらに、同三三年三月には国税中の大部分を占める間接国税に関する犯則者処分法が同じく全面改正され時勢に適應すべく犯則者処分の強化を図り、同、三五年一〇月には税務署官制と共に従来⁽²⁾の税務管理局長の職権は税務署長がこれを行使することとなり、税務署においても犯則処分が行えるようになった（明治三五年一〇月三十一日勅令第二五五号）。

他方、大蔵省は、税源涵養、酒税保全の目的から鑑定官制度を導入し、大蔵省に鑑定官を置き酒税法違反物件の技術的鑑定、酒類の指導監督を行わせた（明治二十九年四月一五日勅令第一三七号）。明治三二年二月には税務管理局の中にも「税務属」の他に「技手」を置き、酒類の鑑定その他技術に関する事務に従事させ酒税の徴収体制を強化させたのであつた（明治三二年二月一〇日勅令第三四号）。

以上のような徴税制度及び機関の再編・整備は税務署による苛酷な酒造（税）⁽²⁾検査となつて表われ、これに抗議して明治三二年一二月、福井県の酒造業者が同盟休業を行うにいたつたことは良く知られている。⁽³⁾官側と酒造家の軋轢はその他の地域においてもみられ、しかもそれは次第に暴力的になり各所に流血の惨事が頻発したので、明治三四年七月には大蔵大臣が内務大臣に税務署員の保護を求めるとなつたのである。⁽⁴⁾

酒造業者は、たび重なる増税に加えてこのような税務徴税機構の強化によつて犯則者を増加させ、そしてまたその犯則者の殆ど総てが処分されてゐた。この点は、租税の性質にもよるが犯則人員が概して少なく、そのうち処分され

第8表 内国税犯則者処分に占める酒税の割合

	酒 税		自家用酒税		合 計	
	処分人員	罰科金(%)	処分人員	罰科金(%)	処分人員	罰科金(%)
	人	円	人	円	人	円
明治25年	672	22,052(32.4)	3,715	13,684(20.1)	14,155	68,032(100)
26	840	31,331(41.1)	3,614	13,194(17.3)	13,269	76,312(100)
27	970	31,586(32.9)	4,755	17,704(18.4)	18,714	96,021(100)
28	1,180	33,899(30.0)	5,893	22,733(20.1)	24,360	113,086(100)
29	4,475	58,106(57.2)	1,961	8,332(8.2)	15,737	101,538(100)
30	7,623	113,322(74.3)	425	2,544(1.7)	15,864	152,460(100)
31	8,445	148,561(74.9)	435	3,051(1.5)	21,221	198,438(100)
32	10,280	292,261(88.3)			16,302	331,100(100)
33	9,365	263,936(86.4)			15,301	305,343(100)
34	6,768	299,431(89.9)			11,327	332,898(100)
35	6,348	506,226(89.8)			11,145	563,514(100)

(注)・「酒税」の明治29年までは「酒造税則」(本則)によるもの。29年以降は「酒造税法」によるもの。「自家用酒税」の明治29年までは「酒造税則付則」によるもの。29年以降は「自家用酒税法」によるもの。

(資料)・『主税局年報書』第20回～第29回より作成。

るものも極めて少ない地租と対照的であった。その罰科金は第8表に表われているように、第二回増税が実施された明治三二年には前年より一挙に二倍に増加しそれ以降は内国税犯則罰科金全体の約九割を占めるにいたっている。犯則者が増加したのは、やはり関係官吏の増員及び熟練などによって従来発見ができなかった犯則も発見できるようになったことなどに原因があるだろう。しかし、より根本的には営業の不振に重税が重なったため、犯則者そのものが増加したことにあるとみるのが適当であって、そのことは酒税滞納処分額に如実に表われている(第9表)。ここからは滞納処分に占める酒税の地位の高さと共に戦後の増税によって特に「財産差押」、「処分執行徴収」全体での酒税の比重が著しく増加している点を読みとることができよう。これが明治三二年以降の清酒製造場の漸減に結びついていたのである(第3表参照)。「酒類の造石高は税率に依て支配せらるること最も甚だしく」といわれるように、わずか三年間で三倍という相次ぐ増税によって自家用酒の取締り・製造禁止などの交

第9表 酒税滞納処分表

(単位：円)

明治25年	督促状発付			財産差押			処分執行徴収		
	酒税(A)	国税全体(B)	A/B	酒税(A)	国税全体(B)	A/B	酒税(A)	国税全体(B)	A/B
26	104,697	216,911	48.3	32,950	45,826	71.9	27,592	28,808	95.8
27	140,062	282,577	49.6	80,726	98,402	82.0	22,453	29,015	77.4
28	392,813	560,649	70.1	68,536	104,852	65.4	15,777	25,845	61.0
29	400,452	546,981	73.2	166,865	193,805	86.1	6,595	15,128	43.6
30	198,221	346,274	57.2	101,265	119,650	84.6	4,745	12,036	39.4
31	361,331	608,287	59.4	304,664	329,569	92.4	18,587	21,654	85.8
32	1,772,250	2,160,001	82.1	1,693,742	1,740,969	97.3	33,565	36,412	92.2
33	474,265	1,047,377	45.3	257,701	332,157	77.6	107,138	110,138	97.2
34	923,419	1,655,281	55.8	393,480	421,005	93.5	244,327	247,587	98.7
35	1,682,021	2,657,004	63.3	704,031	745,403	94.4	369,861	378,548	97.7
	1,713,283	2,907,228	58.9	1,625,680	1,687,336	96.3	711,674	719,757	98.9

(注) ・明治28～31年の「督促状発付」、「財産差押」の酒税には酒(造)税の他に酒精營業税を含む。その金額は次のとおりである。

「督促状発付」明治28年=123,597円, 29年=79,651円, 30年=272,656円, 31年=1,576,913円

「財産差押」明治28年=123,462円, 29年=79,525円, 30年=272,486円, 31年=1,576,356円

・「財産差押」は「督促状発付シタルモノ」から「差押着手前完納モノ」を差引いた額, 「処分執行徴収」は「財産売却シテ徴収セシモノ」【財産買上テ徴収セシモノ】「通貸テ差押ヘ徴収セシモノ」【裁判所ヘ照会シテ徴収セシモノ】「徴収法第16条ニヨリ先取セシモノ」の合計額。
 (資料) 『主税局年報書』第20～第29回より作成。

換条件にもかかわらず第7表にみられたように酒税が経費の四割以上を占めるにいたり酒造業者は急激な増徴からくる影響を防ぐことができなかったものであった。のちの「税法審査委員会」の資料によれば、戦後第三回増税後には明らかに清酒の消費石高が減少しているのが分かる(第10表)。これは営業の困難を示す一つの指標であると同時に増税

第10表 酒税関係統計表

酒造年度	持越高	清酒造石高	清酒輸出高	内地消費高	前年度に對する 消費高の増減	1人当消費高	造石税率 (1石)	酒価(卸1石)	米価(1石)
明治26年度	千石 1,202	千石 3,635	千石 3	千石 3,768	千石 ?	石 0.911	円 4.0	円 14,030	円 7,080
27	1,066	4,001	10	3,806	38	0.910	4.0	15,320	8,240
28	1,251	4,617	20	4,145	338	0.981	4.0	17,230	8,210
29	1,703	4,146	10	4,374	229	1.024	7.0	19,870	9,320
30	1,465	4,398	9	4,036	△338	0.933	7.0	24,696	13,821
31	1,818	4,197	7	4,190	154	0.957	7.0 後12.0	25,755	12,802
32	1,818	3,989	10	4,354	165	0.984	12.0	24,689	9,469
33	1,443	4,615	14	4,261	△93	0.950	12.0	27,380	11,229
34	1,783	4,041	20	4,000	△261	0.880	15.0	31,894	11,923
35	1,804	3,309	20	3,673	△327	0.798	15.0	33,241	13,222
36	1,420	3,614	21	3,437	△236	0.736	15.0 15.5	35,178	12,346
37	1,576	3,148	62	3,445	8	0.727	17.0	37,881	12,104
38	1,217	3,789	118	3,461	16	0.738	17.0	35,441	13,742

(注) 本表と第3表との明治26~29酒造年度の清酒造石高(査定石高)には若干の不整合(2千石~35千石)があるが、その理由は不明である。
(資料) 『税法審査委員会審査報告』246頁。

の目的達成が困難になったことをも表わしていたのである。⁽⁶⁾

酒税の増徴は、以上のように政府、大蔵省が抵抗の最も微弱なところに狙いをつけ徴税制度・機関の強化を楯杆とし、当業者保護を見返り条件として強行された。それは最後には政府等が最も恐れた消費の減退、造石高の減少をきたすほどのものであったが、世論も大勢としてはこの増税を是認していたのである。⁽⁷⁾しかし、当該増税は、わが国の租税構造を間接税優位のものに転換する上で決定的な意義をもつものであった。しかして、単に酒税増徴そののみを

問題にするのではなく、そのもつ意味を直接税、間接税の比率の変化の問題にからめて理論的に究明しようとする姿勢をみせたのは、我々の検討の限りでは『東京経済雑誌』ただ一誌のみであった。その理論には当然のことながら時代的制約性がみられるものの他の有力誌などが問題点を掘り下げて論ずるにはいたっていなかったことを考えるならばその意義は極めて大きかったと言わねばならない。

ところで、この『東京経済雑誌』の論点も含めてこれまで考察してきた酒税増徴問題は、租税論としてみればつまりるところ租税原則論における課税の公平性と収入の十分性の問題に収斂させることができよう。両者は概して相容れない側面をもつのであるけれども、租税が政府活動の費用を調達することにその第一義的な本来的任務があるものとしても、所得の多寡に対して逆進的性格をもつ間接消費税たる酒税が、国税収入中の第一位となり税収の四割前後を占めるにいたった段階においてさえ収入の十分性のみが強調され課税の公平性が無視されることは、たとえ増税収入目的を是認することができるとしても大いに疑問であると言わざるをえない。政府は、増税を画策するにあたりその選択すべき租税の種類について深く注意し、「国民ノ負担ニ偏重ヲ来スノ弊ヲ避クルニ勉メタリ」⁽⁸⁾と力説してはいたが事実は全く異なっていたのである。

藤田武夫氏は、日清戦後の消費税の増徴を評して、「負担関係は全然問題にされず、専ら国庫収入上の立場から増税方針が定められ」、「未だ勤労大衆の政治的自覚の高まらない段階では租税負担の公平を無視して資本擁護の増税方針が、遠慮なく極めて露骨に表明されるのである」⁽⁹⁾と記しているが、その内容が明らかでない「資本擁護の増税方針」云々の個所を別にすれば他は総て首肯できるものである。最終の負担関係が無視されたのは納税者側の論理ではなく財政権力側の論理が優先されたからに外ならないが、それは結局、その時々財政上の必要に応じて取り易いところから取るという形の増税が行われていたことを意味しており、理論的に租税体系を組織しようとすることは全く

異なる論理に基づくものであった。

- (1) 『明治大正財政史』第六卷、一〇頁。
 - (2) 大阪稅務管理局『秘 酒造検査參考書』によれば、酒造検査監督は次のように行われるべきだとされていた。「検査監督執行ハ課税ノ基礎ヲ定ムルヲ以テ足レリトセス規定以内ニ於テ税金ヲ遁脱ナカラシムルコトニ着眼スルヲ肝要トス故ニ平素検査監督ヲ執行シアルモ世ノ進歩ニ伴ヒ不正ノ当業者ハ種々ノ奸策方策ヲ案出シ取締一步ヲ進メハ不正手段又一步ヲ進メ取締愈嚴密ナレハ愈微妙ニ脱税ヲ企図スルモノアルニヨリ之レカ監督者タルモノ専ラ取締方法ニ刷新ヲ加ヘ臨検時期ノ如キ緩急宜シキヲ謀リ常ニ時ヲ全フスルコトナク当業者ヲシテ奸策ノ余地ナカラシムルコトニ注意スルモノトス。また、主たる犯則の手段として四二の例をあげ、各々を詳細に解説していた。同書、三九〇四四頁。
 - (3) 詳しくは、「福井県酒造家同盟休業の詳報」(『醸造雑誌』第二九二号、明治三二年一月一日)をみよ。
 - (4) 『醸造雑誌』第三一一号、明治三四年七月一日。
 - (5) 鹿又親『最近酒造経営論』(前篇)一九一四年、六六頁。本書は、酒類消長の原因は単純なものではなく、種々の原因が錯雑紛糾をきわめこの真相を捕捉するのは困難であるとしながらも、一方で、過去の実績から比較的影響が大きかったものを明治三一年より同四三年までの造石高の消長から検討し、造石高に影響を与えた原因の順序として第一、税率、第二、持越高、第三、米価、その他、仕込季節の氣候などを指摘していた。同書、六一〇六七頁。
 - (6) 因に、明治三五酒造年度に前年度比一八%減少し三〇〇万石台におちこんだ造石高(査定石高)が再び四〇〇万石台にもどるのは日露戦後の同三九酒造年度においてであった。
 - (7) 一般に消費税問題が世論を喚起するにいたったのは日露戦時における前後二回の非常特別税創設の時であった。この点、榎田民蔵「軍事税及戦時経済」(『榎田民蔵全策』第五卷、一九三五年)を参照せよ。
 - (8) 『戦後財政始末報告』三頁。
 - (9) 藤田武夫『近代租税制度』一九四八年、六一頁。
- (付記 資料の収集その他につき兵庫県西宮市行政資料室の小川決氏、原和子氏には大変お世話になりました。記して厚く感謝申し上げます。)